

令和3年第1回土別市議会定例会会議録（第2号）

令和3年3月9日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 3時15分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 大綱質疑

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	村上緑一君
	5番	喜多武彦君	6番	西川剛君
	7番	十河剛志君	8番	佐藤正君
	9番	谷守君	10番	渡辺英次君
	11番	丹正臣君	12番	国忠崇史君
	13番	大西陽君	14番	谷口隆徳君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	千葉靖紀君	朝日支所長	武田泰和君

教育委員会 教育委員長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君
----------------	-------	-----------------	-------

病院事業者 副管理事業者	三好信之君	市立病院 局長	加藤浩美君
-----------------	-------	------------	-------

事務局出席者

議会事務局長	穴田義文君	議会事務局局長	岡崎浩章君
議会事務局副長	前畑美香君	議会事務局主任	駒井靖亮君

(午前10時00分開議)

○議長（松ヶ平哲幸君） ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告については配信のとおりでありますので、朗読を省略いたします。
以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 指定している専決処分について市長から送付された報告は次のとおりである。

損害賠償の額を定めることについて

以上報告する

令和3年3月9日

士別市議会議長 松ヶ平 哲 幸

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第10号から議案第29号までの令和3年度士別市会計予算と、これに関連を有する議案20案件を一括議題に供します。

これより大綱質疑に入ります。

議長の手元まで質疑通告書を提出された方は11名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

7番 十河剛志議員。

○7番（十河剛志君） 令和3年第1回定例会、大綱質疑を通告に従いまして行わせていただきます。

明後日の3月11日で、東日本大震災から10年目を迎えます。震災により亡くなられた方々へ、改めて哀悼の意をささげるとともに、被災された全ての方に心からお見舞いを申し上げます。

今なお復興の途上にある方には、一日も早く日常の生活を取り戻されることを願っております。

1項目めは、新型コロナウイルス感染症対応地方臨時創生交付金について、質問いたします。
牧野市長の令和3年度市政執行方針でも、新型コロナウイルス感染症が冒頭からお話しされるほど、令和2年度中は新型コロナウイルス感染症でイベントの中止をはじめ、生活様式の変化など、振り回された1年でありました。

1つ目は、介護職員の定期的なPCR検査の実施についてです。

介護事業者の皆様は、昨年1月、北海道内において初めて新型コロナウイルス感染症患者が確認されて以来、一たび感染すればハイリスクを伴う高齢者や基礎疾患を有する入所者・利用

者の命と健康を守るべく、新型コロナに関する知識やその防止対策について情報収集、さらには国・道並びに市などの助言をいただきながら、施設内の消毒、マスクの着用、御家族の面会制限など、事業所自らができる諸対策を徹底し、現在まで介護施設におけるクラスターの発生を抑えることができております。

しかしながら、国においては、地域を限定した緊急事態宣言の発出。さらには、北海道においても不要不急の外出自粛が続く中、これまで長期にわたり実施してきた感染対策も、今後も継続して対策を行っていく上で課題も明らかになってきております。

つきましては、本市の各介護事業所の経営環境は極めて厳しい状況にある中で、今後とも感染者の発生を防ぐ対策をより徹底するために、市内介護施設により、2月16日に士別市に対しまして要請書が提出されております。

要請の一つは、介護現場におけるクラスターの発生を防ぐため、感染の早期発見に効果のある介護職員の定期的なPCR検査などの実施。2つ目は、マスク、グローブなど防護具のほか、消毒の徹底に必要なアルコール消毒などの使用量の増加と、感染予防機器などに対する支援の2点です。

介護現場は身体接触を避けることは難しく、一たび感染者が出ればクラスターになりやすい現場です。また、職員が感染または濃厚接触者となれば、ぎりぎりの職員で行っているため現場の人員を確保していくことも難しくなります。介護職員がPCR検査を定期的に行える体制を取ることで、安心して仕事に打ち込め、介護職員の離職を減らすことにもつながるのではないのでしょうか。ぜひ、今回の要請を実現していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目は、飲食店への支援です。

市内の飲食店は、昨年2月の北海道独自の緊急事態宣言以降、休業要請や外出自粛、集会・イベントの開催自粛、ステイホームなど、飲食業界を取り巻く環境は大変厳しい状況になっております。5月には北海道の要請に協力した事業所に、休業協力・感染リスク低減支援金が支給され、士別でも飲食店に対し事業継続応援金事業や飲食店応援チケット事業、8月には地域活性化プレミアム付商品券事業など、飲食店に対する応援をしてきておりますが、外出自粛や集会・イベントの自粛の影響で夏から秋にかけて多くのイベントの中止や毎年盛んに行われていたビールパーティーなどが中止になる中で、飲食業界への影響は強く感じられます。厳しい経営状況が続いていることから、9月に士別料飲店組合から要望書が提出されております。年末には、泊まって応援クーポン事業や飲食店スタンプラリー事業など、飲食店に対し支援を行っております。

5月には、各飲食店の状況を訪問や電話などで調査していたと、飲食店の方々から聞いておりますが、5月の緊急事態宣言後と年末年始を終えた現時点での状況はどのように変わってきているのか、現状をお知らせください。

また、飲食店応援チケット事業や飲食店スタンプラリー事業の検証が済んでいれば、どのような効果、またどのような課題があったか、お知らせください。

2月からワクチン接種が始まりましたが、変異ウイルスの感染拡大が懸念される中で、飲食業界は感染者が増えれば不要不急の外出自粛や接待を伴う飲食の時短要請など、厳しい環境に置かれております。新型コロナウイルス感染症が落ち着いた暁には、楽しく集える場所である飲食店への事業継続ができるように支援をお願いいたします。

3つ目は、コロナ禍における災害避難所についてです。

先月2月13日、23時8分に、福島県沖深さ55キロメートルでマグニチュード7.3の地震が発生いたしました。最大震度6強の地震です。10年前の東日本大震災を思わせるような大きな地震で、とても驚きを感じました。災害に遭われました皆様には心からお見舞いを申し上げます。

今回の地震では、各自治体が10年前の東日本大震災の教訓を生かし、避難所の開設も宮城県山元町では2時間弱で10か所を開設しており、また、新型コロナウイルス感染症の感染予防で消毒や検温に加え、体調や新型コロナ患者との接触歴など確認しており、備蓄しているフェイスシールドやマスク、ガウンも準備しておりました。日頃、避難所運営の訓練をしていたのでイメージどおりに進んだというニュースを見て、日頃の準備や訓練がどれほど必要なことかと感じました。

そのとき、映像で目に留まったのが、新型コロナウイルス感染症対策で換気しやすい天井部分が開いた室内テントです。テントの間隔を空けて並んでいる映像を見て、感染予防もでき、世帯ごとのプライバシーも守れる天井部分が開いた室内テントを装備していくことが、これからのコロナ禍において必要ではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

昨年の谷議員の避難所に対する質問では、避難所運営における感染防止対策に必要な背の高い間切り、消毒液やビニール製防護服など、資機材などについて地方創生臨時交付金を活用し、備蓄していくと述べられております。

今まで準備されたもの、また、今後計画している資機材などがありましたらお知らせください。

以上で、新型コロナウイルス感染症対応、地方臨時創生交付金の質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 初めに、介護現場におけるクラスターを防ぐための介護職員へのPCR検査等の実施と感染予防対策費用に対する支援について、私からお答えいたします。

介護職員のPCR検査等につきましては、先般新型コロナウイルス感染症対策分科会において、クラスターの多くが重症者リスクが高い高齢者が入所している施設で発生していること、また、入所施設におけるクラスターは、感染した職員から生じる傾向が多いため、感染者の早期発見、拡大防止のための検査が重要であるとの提言を行っています。

そこで本市としては、高齢者施設等のクラスター発生や感染拡大防止を図り、継続したサービス提供ができるよう支援することを目的といたしまして、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を財源に、介護職員に対する検査にも活用いただける支援を実施することといたしまして、本定例会に上程予定の令和3年度補正予算に盛り込んでいるところです。

具体的な支援の内容は、新型コロナウイルスの検査費用のほか、マスクなどの消耗品や備品、施設整備といった経費など、各施設が実施した感染予防対策の経費を助成するものでありまして、助成の基準額は介護職員などの人数に3万円を乗じた額を上限として、実績に応じて助成することを考えているところです。

以上申し上げまして、答弁といたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 阿部商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（阿部 淳君） 私から飲食店への支援について、お答えいたします。

まず、5月の状況と年末の状況についてということですが、まず5月につきましては全国的に緊急事態宣言が発令され、議員お話のとおり、北海道では休業要請支援金や市の事業継続応援金など各種支援のほか、国から持続化給付金や家賃給付金などの支援があった。先行きに不安はあったものの感染リスクを低減するため、各事業所は協力をしていただいたものと考えております。

緊急事態宣言後、解除後、客足が少しずつ戻り、Go Toキャンペーンなどもあり、人の動きが回復傾向にある中、料飲店組合から要望があったところです。要望があった際に、市内の飲食店に再度調査をいたしました。そのときには、プレミアム商品券や飲食応援券の影響もあって、客足が少しずつ戻っているという実感をしているといった方や客足が戻っている実感がないといった声など、様々お聞きしたところです。

そのお聞きしたお店から直接的な支援より間接的な支援を望む声。それから、料飲店組合からの要望を受け、スタンプラリーなど間接的な支援をすることとしたところでもあります。

しかし、11月に全国に先駆けて北海道では第3波が発生いたしました。また、本市でも感染者が出るなど、客足はまた遠のいたという声をたくさんお聞きしたところです。

今回の緊急事態宣言、年末年始につきましては、北海道では緊急事態宣言が発令がされていないため、緊急要請や時短要請がされていなく、また支援金がないということもあって、5月との影響は大きく違うと考えているところです。

続きまして、飲食店応援チケット、それから飲食店スタンプラリーの事業の効果や課題ということですが、現段階では第7弾のスタンプラリー、泊まって応援クーポン、それからプレミアム商品券第2弾など、まだこの年度末を迎えて、今の段階で事業がまだ完了していないということもあって、まだ効果については検証できておりませんが、こういった事業を実施することによって、先ほどのお声もあったとおり、一定の効果もあったのではないかと考えております。

しかし、事業を組み立てた頃は、客足も戻り、忘新年会のほか、もう少し飲食店に足を向けてもらいたいという思いもあって組み立てておりましたが、その効果は思っていたよりも少ないのではないかと考えているところです。

課題はいろいろあると考えておりますが、その一つとして、特定の人が何度もクーポンを取得してしまえるような制度設計にあったのではないかと考えているところです。

続きまして、飲食店への支援をということではありますが、この11月に第3波が来て以来、飲食店業界から客足がまた遠のいたということもありまして、臨時創生交付金を活用した事業継続応援金事業を今考えているところです。

事業継続応援金につきましては、対象を飲食業のほか、それに付随する食品販売業、食品製造業も併せて実施をしていきたいと考えております。11月、12月、1月の影響を受けた月のうち、30%の売上げが減少しているところに関しましては、応援金を支給していくという考え方であります。

また、加算も今考えておりまして、2019年の1年間と2020年の売上げを比較して、売上げが50%減少しているところに関しては、20万円の加算をということでは今検討しているところです。

これも、先ほどのPCRと同様、今回の補正予算で上程をしていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 青木総務課長。

○総務課長（青木伸裕君） 私から、コロナ禍における災害避難所、特に備品の整備についてお答えさせていただきます。

まず、お話のありました、今回の災害でテントを活用されているという報道があったということで、本市の状況でございますが、室内テント290張りを用意してございます。

その特徴としましては、お話のあったとおり、換気できる仕組みになっているものでありまして、上部分がメッシュになっております。これによって換気ができることから一定程度の数が整備できるのかなと考えているところです。

また、背の高いパーティションですとか、レイアウトの工夫を用いまして、一定程度のスペースの確保というのが非常に重要でありますので、密を回避する中で受付要領も含めた避難所運営マニュアルの感染症対策も、このたび取り入れて進めることとさせていただいたところです。

次に、今回の臨時交付金を活用した備蓄資機材の部分ではありますが、これまでに準備させていただいたものについては、フェイスシールド500個、消毒液100個、防護服1,200着、嘔吐処理用具100個、先ほど言った背の高いパーティションを1,200枚、マスク1万8,000枚、それと段ボールベッド20台を整備したところでありまして、避難所におけます体温管理の部分につきましては、温度計が必要ということもありますが、非接触型の温度計については、各学校ですとか、保健福祉センターで一定程度の数を確保しておりますので、そういったものを避難所開設の際は受付用として活用しようと考えております。

今後の計画しているものでございますが、先ほど言った一定程度の整備で、今のところは、十分整備できているという認識ではありますが、今後のこのコロナウイルス感染症の状況も見据えつつ、現在備蓄計画については、2021年度が最終年度となっておりますので、それらを見直す中でさらに必要であれば、計画的に整備していこうという考えでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 十河議員。

○7番（十河剛志君） 再質問をさせていただきたいと思います。

1点だけなんですけれども、介護施設におけるPCR検査について、一つだけ確認をさせていただきたいと思います。

障害者施設と、今回高齢者の施設でPCRのほうを職員に対して行っていただくという計画にあるということなんですけれども、このPCR検査、いろんな企業が入って、東京のほうでは自動販売機でも買えるような状況になってきておりますが、ただ地方においては、なかなかいろんな会社が入っていますので、市として、介護事業所がもしPCRを望んだ場合に、ある程度、どういう形で申し込むとかという段取りを市のほうでできないのかなと思います。その辺について教えていただきたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） お答えいたします。

このPCR検査については、今議員のお話にありましたように、今様々な形態がございまして、市のほうの部分にも認可保育園等々を持っておりますので、それらの検査と、これから今、目下、どういったところで検査するべきなのか、一番いい方法を今探しているところであります。

それで、例えば今ソフトバンクなんかは、札幌とかでも実施をしておりますけれども、その検体の数によって金額も変わるといったところもありますし、そういった部分も含めて、今回支援で予算化をさせていただいている部分については、事業所の皆さん方とも話をしながら、より効果的な検査体制、どのように取っていったらいいのかということを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 十河議員。

○7番（十河剛志君） 2項目めは、電子自治体の推進について、質問いたします。

国は、デジタル社会の実現に向けて、司令塔となるデジタル庁を創設し、デジタル化の取組を加速することとしていますが、都市部のみならず地方に暮らす全ての住民が、デジタル化の恩恵を享受し、豊かに暮らすことのできる社会を築く必要があると思います。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、行政をはじめ、我が国全体のデジタル化、オンライン化への取組の遅れを明らかにする一方、テレワークや遠隔医療、遠隔教育など、これまで進まなかった取組が前進する契機にもなりましたが、コロナ禍で顕在化した様々な課題等を解決し、さらには国民の意識、行動の変化を社会変革へとつなげ、コロナ時代新たな日常を構築していくために、デジタル化を強力かつスピーディーに進める必要があると思います。

市政執行方針の中で、電子自治体について考えが示されました。マイナンバーカードを普及させ、市民の利便性向上と行政運営の効率化を目指し、また、AIやRPAの活用による事務

効率の向上のほか、キャッシュレスの推進やオープンデータの活用の検討など、ICTによる市民サービスの向上に努めるとあります。

そこでお聞きいたします。

本市のマイナンバーカードの交付状況。また、マイナンバーカードの普及促進に向けた取組をお知らせください。現在のキャッシュレス決済の使用状況はどれくらい進んでいるのか。また、コロナの影響によってキャッシュレス決済は進んできたと思いますが、今後キャッシュレス決済の考え方を聞かせください。

次に、本市のAI、RPAの導入状況と効果について、お知らせください。また、地方創生臨時交付金で導入を予定しているRPAの事務効率化推進事業についてもお知らせください。

オープンデータはスマートフォン、タブレット端末、SNSの普及などを背景に、多種多様な情報を相互に連携させ、新たな価値を生み出すことが期待されています。特に国や自治体が保有する公共データが、国民や企業が利用しやすい形で公開されることが求められ、近隣では名寄市や富良野市などが取り組んでおります。本市も取組を進め、オープンデータの活用が誰でもできるようにするべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

ICTによる市民サービスの向上についてお聞きいたしますが、ICTは議会のタブレットをはじめ、スマート農業の導入などをされておりますが、本市のICTの導入状況と、今後どのようなICT技術を活用して、市民サービスの向上を考えているのか、お聞かせください。

今後、本市において人口減少や少子高齢化で労働力の厳しい減少が出てくると予想されております。2040年を見据えたバックキャストिंगに自らの在り方を捉え直し、将来の住民と市職員のために、現時点から業務の在り方を考えていかなければならないと思います。

本市のデジタル化に向けた考えをお聞きして、この質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤祐希君） 私からは、マイナンバーカードの交付状況と普及促進の取組について、お答えいたします。

本年2月1日現在の本市のマイナンバーカードの交付枚数は3,715枚で、交付率は20%となっております。

今後の普及促進につきましては、これまで行っている広報誌、ホームページ等での周知や本庁、出張所、朝日支所で行っている申請補助を継続していきます。また、平日の日中に来庁するのが困難な方もいるため、夜間窓口や休日窓口についても、複数回開設していく考えています。

私からは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 青木課長。

○総務課長（青木伸裕君） 私からは何点かお答えさせていただきます。

まず、キャッシュレス決済の状況についてであります。これまで市税のほか、住民票や税証明などの窓口手数料の支払にも対応しておりまして、取扱い窓口も本庁ほか、支所、出張所、

図書館に拡大してきたところであります。

今後の部分であります、日向スキー場でのリフト使用料、環境センターでの粗大ごみなどの処分手数料も予定しているところであり、できる限り順次拡大していこうという考えにあります。

次に、本市のR P Aの使用の状況はということで、これまで総務課や税務課などで実証実験を行っているところでありまして、特に税務課で行った収納業務などでの実証実験においては、約110時間の作業時間削減の効果も出ているところでありまして、現在上下水道係ですとか、住宅係でも導入できる作業を検討した中で、2業務で作業シナリオを作成して、現在実証実験中であります。

総務課においては、伝票処理など、各部署でも作業している基本的な事務にも向けたシナリオを作成しておりまして、検証している段階にあつて、継続して、このR P Aを用いた作業の効率化を進めたいという考えにあります。

次に、オープンデータの活用についてであります、これまで情報収集してきておりまして、今年の1月に情報担当のほうで自治体のオープンデータに関わる研修会がオンラインにより開催されたところでありまして、こちらに参加し、他自治体の事例を再認識させていただいたところです。

本市においても、来年度から取組をスタートさせるべく準備を進めているところでありまして、まずは国からオープンデータとして活用を推奨されているA E Dの設置場所の一覧ですとか、イベントの情報など、22項目から成る推奨データセットというのがありまして、これからこのデータセットの対応についてから、まず段階的にスタートを始めて、全庁的な取組につながるように考えているところであります。

I C Tの導入ということで、これら、私のほうから今お答えさせていただいたものもI C Tの一部ということでありまして、これらのほかにもW E B会議ですとか、W E Bセミナーなどがコロナ禍においてはさらに進められるということもありまして、ズームの有料版のライセンスを導入するほか、公共施設へのW i - F i環境の整備に努めていきたいと考えております。

また、このたび全市的に光回線が整備されますということもあつて、農村部においても大容量のデータを利活用できるといったことで、さらに可能性が高まっていくものと考えております。

私からは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私から、デジタル化に向けた考え方等について、お答えいたします。

まず、I C Tを活用した市民サービスの向上についてです。

令和3年度で今取り組もうとして検討しておりますのは、A I O C Rと呼ばれておりますが、例えば手書きの申請書等を電子データ化するという取組をまず進める考えです。

このことによりまして、そのデータの活用等を含めて、非常に効率化が図れるということが

ございますし、その手続の省力化、窓口で手書きの申請書をなるべく省力化するということにもつながると考えております。こうした取組を進める中で、将来的にも行政手続のオンライン化といったものに結びつけていくことになるだろうという考え方が一つです。

もう一つは、まだ具体的に検討をこれから着手していかなければなりません。例えば人工知能を活用した自動会話プログラム。これはよく企業等で問合せ窓口、定型的な相談については、そういった窓口を設置するというので、いわゆるよくある質問のような形のデータベース化を行うということによって、例えば24時間いつでもそういった質問にお答えできるような体制整備、こうしたものも対応可能になっていくのかなど。検討課題として、今考えているところです。

それと、デジタル化に向けた考え方についてです。

先月総務省は自治体デジタルトランスフォーメーション、この推進計画を発表いたしました。この中では、このデジタル化をさらに推進するための組織体制ですとか、市町村への支援策、こういったものが盛り込まれているところです。

また、本年夏を目途に、業務改革を含めた情報システムの標準化。これは今政府でも進めております。地方自治体が行っている基幹的な事務を標準化して、コストも抑えていこうという考え方が、方針が示されておりまして、こういった手順も具体化する中で、我々も検討を進めていくという考え方です。

今後の基本的な考え方についてですが、デジタル技術、それからデータを活用して市民の利便性向上に結びつけていくと、こういった考え方の下に、業務の効率化を図って、人的資源を市民サービスのさらなる向上に結びつけていく。こういった視点で検討を重ねていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 9番 谷 守議員。

○9番（谷 守君） 令和3年第1回定例会に当たり、通告に従いまして大綱質疑をさせていただきます。

テーマは、令和3年度予算案についてということでお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

初めに、行政・財政についてです。

財政健全化実行計画の策定により、公共施設マネジメント計画の解体計画が計画期間の5年間凍結となりました。市長は、初日の市政執行方針で持続可能な財政基盤を確立するためには、総合計画と地方創生総合戦略に基づく取組を進めながら、健全化実行計画を断行することで可能とし、また、質の高い公共サービスの提供を目指しながら、公共施設マネジメント計画を見直していくと述べられておりました。

この基本計画の1期目の残り5年間の解体計画が凍結となり、この解体計画だけでもかなりのずれが生じてきており、面積の20%削減目標も厳しい状況下になってきていると感じます。

基本方針でもある最適化の視点を踏まえ、総じてこの計画をどのように見直しをされていくのか、現時点でのお考えをまずお聞きしたいと思います。加えて、この際ですから、現在までの当初解体目標に対する達成状況も参考までお知らせいただきたいと思います。

次に、電子自治体、デジタル社会への対応について、種々お聞きしたいと思いましたが、今ほど質問がありました十河議員と内容が重複しております。本市の現状でのデジタル化の取組。そして、それに向けた今後の進め方や考え方では、総務省から今後出される予定の自治体DX推進手順書に基づく取組を今後進めていくということですので、ここでは答弁を求めませんが、一つお話をさせていただければ、行政のデジタル化により一番困るのはデジタル機器に不慣れな高齢者の方であると思います。高齢者の割合が4割を超える本市においては、その方々への配慮が必要であり、そのための環境整備も今後の重要な課題と考えられますので、その辺も考慮しながら今後の取組を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次は、普通財産の売却について、お伺いたします。

これも予算概要には、財政健全化実行計画に基づき解体事業を凍結することから、普通財産の売却を目的とする土地の用地確定測量を実施するとあります。

健全化実行計画でも、歳入の確保策として、未利用財産の計画的売却として、その効果額を見込んでいるところです。そこで、3年度で売却を見込んでいる市有財産は、実際にどの分を見込んでいるのでしょうか。予定売却価格を含め、お示しいただきたいと思います。

加えて、現時点で次年度以降予定している売却分もお知らせいただきたいと思います。

次に、補正対応予定の事業について、触れたいと思います。

国は、今年度3次補正予算と当初予算を一体的に編成する財政運営、いわゆる15か月予算を編成し、4月からの次年度を待つことなく、補正で対象とした1月から3月と次年度の計15か月予算を切れ目なく執行できるように、その早期成立に向け力を注いでおります。コロナ危機を乗り越えるため2つの予算を連動させ、感染拡大防止と景気回復の政策を切れ目なく実行するのが大きな狙いであります。

本市においても、同様に国の3次補正で対応される地方創生臨時交付金の地方単独分を、令和3年度第1号補正予算として本定例会最終日に上程し、新年度当初予算と一体的に推進し、切れ目なく取組を図っているところであると思います。

そこで、補正対応予定の事業について、先週の3月5日の全員協議会でも話題になりましたが、改めて、ここでもその考え方を確認したいと思います。

前述したように、今回の3次補正の地方創生臨時交付金で対象となる11事業の一部または全部を補正対応として事業を行っていくということであります。しかし、この11事業の中には、商店街活性化事業や合宿の里ステップアッププラン事業、ホストタウン推進事業など、今まで本市が行ってきている継続事業も含まれております。私は臨時交付金の取組策として合致するとしても、既存の継続事業は過年度どおり一般財源で対応すべきと考えますが、このように対

処した点について、本市の御所見をお伺いしたいと思います。

様々な独自策が認められているところですが、本当にこのコロナ禍の中、真に困っている人はほかにいないのか。また、今までの交付金で取り組んだ学校トイレの洋式化の推進やサフォークのブランディング事業などのように、財政的にこの交付金がなければなかなか取り組めない事業を、継続事業より優先すべきと思いますが、本市のこの点のお考えを確認したいと思います。

今回の3年度予算編成に当たっては、財政健全化実行計画の下、職員の人件費や各種団体への補助金の削減、また、公共施設の最適化の推進など、市民サービスにも大きな影響を及ぼすことから、市民には多くの理解と協力をいただきながら進めていかなければならないところです。

今年は9月に市長選の改選期を控えております。本テーマである3年度予算は本格予算として編成されているところではありますが、最後に牧野市長御自身の進退のお考えを確認させていただき、私の大綱質疑を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） お答えいたします。

令和3年度の予算ということで、何点か御質問がございましたけれども、そのうち私から公共施設マネジメントの見直しについて、現時点でどのように考えるかということ、それと、もう一点、最終日に補正予算を予定しておりますコロナ関連対策の中に、今の御質問の中では継続事業ということでお話がございましたけれども、そういったものが入っていることの方とといったこの2点について、お話をさせていただきたいと思います。

公共施設マネジメントについては、御承知のとおり、これは2017年から2025年と、9年間をまず最初の期間として、全体的には公共施設の20%を削減するんですけども、この9年間では、まず、まちづくり総合計画の中で位置づけしながら8%を面積で削減するといったような計画であります。

これは、今後25年間を見通したときに、全体の施設の維持管理、ランニングコスト等、建て直し等々に係る費用を推計、これは2017年の計画を立てた時点の話でありますけれども、推計したところ、約1,057億円ぐらいかかるという推計でございました。

その時点において、これまでかけてきた、年間かけられるであろう、そういった維持管理の経費等々を推計したときに、それと、今後財源もちょっとだんだん縮小していくといったようなことを勘案しますと、その1,057億円に対して大体240億円ぐらい乖離があると。そんなにかげられないというのが240億円ぐらいあるということで、この乖離を埋めるためにどうするかということで、公共施設マネジメント計画をつくって、25年間で、まずは20%。これは面積を目標として削減することで乖離を埋めていけるんじゃないかということで、まずは最初の9年間で8%ということで、立てたものであります。

ただ、お話のとおり、今、財政健全化の実行計画を立てるに当たって、この解体については

凍結するということでありますので、この面積の目標ということについては、これは今計画どおりの達成はできないという状況になっております。

ただ、この公共施設マネジメントの基本方針、施設の最適化、効率化、長寿命化といった部分がございますけれども、このことをしっかりと今後も視点として置く。最適化ということになりますと、一つの施設に対して一つのサービスということではなくて、複合的に施設を使うことによって、施設を集約できるんじゃないかといったようなこと。あるいは、効率化ということでもありますと、施設の運営を市ということではなくて、民間活力を導入するといったような視点と、長寿命化は建て直しでなくて、長く使うといったような視点といったことをしっかりと生かしながら、今ある現存の施設、普通財産もそうですけれども行政財産も含めて、今の利用の実態、あるいは費用対効果といったものを十分に検証しながらどういう方向に持っていくことによって経費の節減、当初生み出したマネジメント計画の効果を出していけるんだといったようなことを、そういったことを視点としながら、新年度に入って、マネジメント計画全体の見直しをしていかなきゃならないかなと考えております。

面積の削減ということでは、今のマネジメント計画の達成というのはちょっと難しいかなと、計画どおりには難しいかなと考えますけれども、その効果として出していけるような考え方、見直しをしていきたいというのが現在の考え方であります。

それともう一点、補正予算の関係であります。

まず、第3次補正予算、国のです。割り振られた本市に対する2億500万円。これについては、令和2年度のものとして補正したもの。それと最終日には、令和3年度の第1回補正として出すもの、それと当初予算と併せてお話がありましたとおり、私どもも15か月予算としてしっかり効果が発現できるようにしていきたいと考えております。

それで、最終日の補正の中にこれまでの事業も入っているということでございますけれども、単にこれまでやってきた例えばイベントでありますとか、中小企業振興条例に基づくような事業でありますとか、それをそのまま補正予算の中に盛り込むということではなくて、去年はコロナ、どんな状況かよく分からない中で、様々な事業、イベント等を中止してきた残念な経過がございますけれども、大分状況も分かってきたという中では、ウィズコロナ、アフターコロナに向けて、どういったやり方ができるんだということ。いわゆる車で言えば、これまでの事業をしっかりモデルチェンジしながら新しい時代の在り方というのを示していくというのが一つの考え。

また、中小企業振興条例であるような事業についても、こういった全国的に落ち込んでいるという中であって、新たなチャレンジをしてみようかと、新規に開業してみようかといったような方の機運を一つ後押しできるように、これまでの事業を例えば補助率を上げるだとかといって拡大することによって、この期間やっていけないかといったようなことで、コロナ対策事業という中に盛り込んでやるということでもあります。

ただ、谷議員がお話のとおり、これまでのものをそのまま盛り込むということではなくて、

そのコロナ対策として、しっかり効果を出せる分については、今回の国の第3次の補正の中でやりますけれども、いわゆる今までやってきたような状況の一つの事業の中にも、いろいろそういったものもあれば新しく取り組むといったようなところもあると思いますので、コロナ対策と見られないようなものについては、同じ事業の中でも財源の内訳としては、今回の国からの第3次補正、地方創生臨時交付金を充てるということではなくて、一般財源を充てていくという考えであります。

それと、財源の話でありますので、もうちょっと付け加えさせていただきますと、2億500万円ぎりぎりの事業を組むということになりますと、執行残といったようなことで、そこに届かないといったようなことも出てまいりますので、事業としては、それを上回る事業費を出しております。こういったものも一般財源として組んでおりまして、こういったものに財政調整基金といったものをまずは充てさせていただくという考えであります。

私からは以上であります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） 私からは、公共施設マネジメント基本計画の当初解体目標に対する達成状況、それから、普通財産の売却について、令和3年度で公売を予定している未利用財産について、御説明をさせていただきます。

まず、公共施設マネジメント基本計画におきましては、第1期9年間で8%の面積削減の数値目標を設定しているわけですが、基本的にはこの公共施設マネジメント計画の解体計画に基づいて、実施をしてきているところでございます。

令和2年度におきましては、旧庁舎の解体、それから旧武徳小学校。ちょっとこれは解体計画にはなかった部分ではございますけれども旧清掃車両センター、この解体を行ってきております。そういった中でも、令和2年度末の見込みといたしましては、2.4%の削減となっております。第1期の9年間におけます削減率8%の達成をさせるため、今後も積極的な未利用財産の売却ですとか、特定遊休財産による譲渡なども進めて、目標の達成に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、令和3年度の公売を予定しております未利用財産についてでございます。

当初予算における歳入といたしましては、売却の見込みが当初予算時点では確定していないということもありまして、未利用財産の売却益というものは計上しておりません。ただ、令和3年度では、売却については実施していく予定でございますので、その部分について御説明させていただきたいと思っております。

3年度予定している部分につきましては、3か所ほどございまして、ただ、この予定の売却額については、公告がこれからになりますので、現時点では令和3年4月1日現在の路線価に基づく実勢価格の概数ということで、御理解いただきたいと思います。

まず、1か所目ですけれども、旧武徳小学校の教員住宅の土地・建物を予定しております。土地につきましては2筆、約4,100平米。建物は旧住宅3棟ということになっております。土

地・建物合わせて、こちらについては約330万円程度を想定しております。

2か所目です。旧清掃車両センター跡地、東4条北7丁目の部分ですけれども、こちらの南側の3筆、約920平米。こちらは650万円程度を見込んでおります。

それから、3か所目なんですけれども、こちらにつきましては平成30年度から継続している部分にはなるんですけれども、旧桜丘団地の跡地。土地3筆、約1,000平米。こちらは約700万円程度で想定しているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私から今後の遊休財産の売却予定について、申し上げます。

現段階で令和4年度に売却を見込んでいるものとしたしましては、旧農業試験場跡地、水郷公園の隣接地になりますが、ここが土地約1万平米。

それから、朝日町の集合住宅。これも売却予定ということで、今検討を進めているところがあります。

それ以降の売却見込みにつきましては、副市長からお答え申し上げたとおり、公共施設マネジメント計画の見直しも控えておりますことから、そういったものを踏まえて、来年度中にその方針を固めていきたいという考え方であります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 私の3期目の任期も今年の9月24日までということでございます。そこで、谷議員から本格予算にしたことと、進退についてはどう考えているんだというお話であります。

9月ということでございますので、予算については、まちづくり総合計画に基づきながら編成してございますので、通常選挙の年であっても、本格予算を今まで組まさせていただきますところでもあります。

特に、この私の3期目におきましては、今まで総合計画というのは10か年だったわけでありましてけれども、議員の皆様方の御意見もいただきながら、市長の任期に合わすということで8か年間にしてつくらせていただいています。まちづくり総合計画の4年間は実行計画、次の4年間は展望計画と、4年間でローリングをするとこういうことでございますので、これは市長の任期に合わせています。

ですから、今実施をしてございますまちづくり総合計画の実行計画、これは令和3年度についてはちょうど4年目に入るわけでありまして、4年間の現市長のマニフェストも含めたこのまちづくり総合計画はどうなっているのかという検証も含めながら、どなたが市長になったとしてもマニフェストを掲げて、市民との公約の下で市長に就任されるのでありますので、その方が新しいマニフェストをまた掲げながらまちづくり総合計画をつくる。そういう4年間のものをつくるという極めて重要な1年間になるということがございますので、この令和3年度は実行計画のローリングの検証と新しい4年間の実行計画をつくり上げる、こういう年になる

のかと、こう思います。ということで、本格予算にさせていただいています。

それと、進退表明については、私、今まで2期目、3期目については、議場におきまして、最終日に進退について表明をさせていただきました。ただ、今年は2期目、3期目と違うのは、何が違うかといいますと、もう既に今御提案を申し上げて議論をしております、5か年間のまちづくりの実行計画。これを議員の皆様方の御理解をいただいて、実際に新年度予算に組み込んでいるものも相当ございますので、これをスタートさせなければならない。そういう重要な今議会であります。毎回議会は重要なんでありますけれども。

そういったことで、今回の3月定例会を終了して、4月に入って新しい年度がスタートを切って、その段階で私を今日まで御推薦いただいて、応援をいただいています連合後援会、そういう組織もございますので、そういった皆様方の御意見、総会なども開いて、4月中に進退については明らかに表明をさせていただくと、このように考えています。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 谷議員。

○9番（谷 守君） 通告にありました補正対応の事業についてということでありましてけれども、これは先月の通告時点では金額ですとか詳細というのが何も分からず通告したという形になっておりますけれども、先ほども言いましたとおり、先月の3月5日においても、一応、その内容説明のほかに考え方ということも一応議論になりました。

そこで、私が毎年というか、ここ2、3年思うんですけれども、去年もこの大綱質疑の場で言いました。予算が出来上がって、果たして来年は予算組みができるんだろうかというところでもあります。あらゆる歳入確保、歳出削減策を講じて、駆使して予算を組まれた中で、今回のこの補正予算についても、そういった要素の中で本当に来年もできるんだろうかという観点でお聞きしたところで、質問させていただきました。そういう趣旨を一応お話ししたいと思います。

そこで普通財産の売却ということについて、若干確認したいと思うんですけれども、この策というのは、私は財政健全化実行計画の中で、自分自身としては、一番優れた効果策だと思っています。

なぜかというと、人件費削減やら、また、いろいろ各種団体補助金の削減策と違って、非常に困る人がいないと。普通財産を売却することで、影響があんまりないだろうというのがまず1点。

そして、本市の重くのしかかる公債費の償還については、固定化された固定資産、土地の売却で埋めるのが一番の効果策だということ。

そして、3点目はその後、固定資産税にも跳ね返ってくるということで、金額はそうそう大きな金額ではない効果額なんですけれども、そういった意味から非常に効果がある作戦だと思っています。そんなことで、このことについては、平成26年でもたしか公売についてということで、質問させていただきました。要点は、積極的に遊休資産については売却していかなきゃな

らないという点であります。

そこで、先ほど答弁があった中身でありますけれども、今年度で売却予定のところ、それと既存からある分ということで、3点目に東9条2丁目の桜丘荘の下、コスモス苑の下になりますか。その売却について話がありました。

今の説明の中では、平成30年から公売にかけて売れていないと。現在は随意契約ということになっているかと思うんですけれども、そこで公売ですから、これは一定のルールに基づいて、また地方自治法の規定に基づいて粛々とやっていかれると思うんですけれども、平成30年から3年間、何も動いていないということは、もはや市場価格には合致していないんでないかというのが私の感想であります。1年ですら動かないところを見ると、いろいろルールにのっとって、固定資産委員会なんかのルールにのっとって価格を決めているんでしょうけれども、そういうこともありますけれども、柔軟に、やはりスピーディーに対応していくべき、あくまでもそれは法にのっとった中で行くべきだと思うんですけれども、そこで、せっかくですからこの3年間の今までの経過といたしますか、これからこれに向けて見直しをかけていかれるんでしょうけれども、その取組手法みたいなもの。そして、何回も言うようですけれども、スピーディーに積極的にこれは進めていかなきゃならないと思っておりますので、評価委員会や何かにも働きかけながら積極的な対応をしていくべきだと考えますが、総じて、その辺のコメントというか、9条2丁目の物件の取組策も、今後の対応策も説明していただきながら総体的なコメントをいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） 再質問にお答えいたします。

まず、こちらの旧桜丘団地跡地のこの間の経過について、申し上げたいと思います。

こちらの物件ですけれども、平成30年11月に財産評定委員会に諮問いたしまして、同月一般競争入札を告示いたしております。当時、坪単価が2万5,000円ということで、告示をさせていただいておりますが、こちらの約1か月半程度告示をいたしまして、12月の中旬です。入札不調ということになりまして、こちらについては買受希望者と、その後については、おおむね5か月という条件で、まず随意契約させていただく形で告示いたしました。

その後、やはり買手がつかず、令和元年の7月に、こちらも財産評定委員会の答申に基づいて、今度は坪単価を2,000円程度落としまして、再度一般競争入札を告示しております。当然価格については、当時の路線価等とも内容を確認しながら答申を受けている部分ではございません。

その後、こちらについては、やはり買手がつかず、現状に至っているわけですが、先月開催いたしました財産評定委員会の中でも、まずはこちらの物件については、本年のおおむね8月頃までこの随契を継続するというので、確認をさせていただいてきているところでございます。

経過としてはそのような状況ではございますが、実際のこの土地の状況を見ますと、傾斜地

ということもあり、またちょっと土盛りが一部されているということで勾配があるということもあり、なかなか買手が見つからないのではないかなということが考えているところでございます。

ただ、実際買手が見つからないとはいえ、価格の安易な引下げという形にはなかなかならず、当然そういう形になりますと市民の財産価値を落とすことにもつながりかねません。そのため、私どもとしましては、路線価に基づく適正な価値を見定める中で、実勢価格を設定していくという形を取っております。

先ほど申し上げましたとおり、この物件については8月までは随意契約ということで実施はさせていただきますが、買手がそれでもつかない場合については、この時点での実勢価格、これを再度見定めた中で、改めて財産評定委員会に諮問をしまして、価格については決定してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、谷議員の質疑を終了いたします。

10番 渡辺英次議員。

○10番（渡辺英次君） 通告に従いまして、大綱質疑をさせていただきます。

今回の質問は、議会初日に市長のほうから発表がありました市政執行方針について、その中から幾つか市の考え方の大枠を伺う質問といたします。

まず1つ目に、市立病院の許可病床の適正化について、4ページに記載がございました。

公立病院とは、地域医療を支える根幹となることはもちろんのこと、民間医療機関では担えない機能や採算性や厳しい部門を担うことも役割である。そのように認識しております。

国は地域医療構想を推進しており、基本的な考え方として、団塊の世代全てが75歳以上になる2025年に向け、病院完結型から地域完結型の医療に重点を移すこととしています。人口構造の変化に対応し、リハビリ、在宅医療など、バランスの取れた医療体制を目指すこととし、その中で病床数削減も記載はありますが、そのみを目的としているものではない、そのように記載されております。

しかしながら、今回のコロナ禍のような有事に対しての考え方は、現在のところ示されていないのではないかと考えています。

そういった中でもダウンサイジングや再編統合による財政支援を実施しておりまして、令和3年度からは本市におきましても、令和3年度からの経営改革プランにも148床から128床に20床削減するとの計画の案が出されております。

そこで、まず、北海道地域医療構想による必要となる病床数の算出の考え方をどのように捉えているか、考え方をお示しくください。

次に許可病床20床削減による財政的効果額、これもお示しいただきたいと思います。

そして最後に、先ほどお話をいたしましたとおり、有事の際の診療における影響は今後出ないのか。現段階でどのようにお考えか、お示しいただきたいと思います。

次に、5ページに記載をされております介護従事者の確保についての質問をさせていただきます。

ます。

全国的な介護施設の課題の一つに、介護従事者の不足が挙げられると思います。これは、業務内容が体力が必要であったり、命を預かる仕事で責任が重い。さらには賃金が安い。そういったことが要因で離職率が非常に高く、介護人材の確保が難しい、そのような現状だと認識しております。

そして、今後の介護従事者の不足の問題については、経産省のほうで将来の介護需要に即した介護サービス提供に関する研究会の報告書では、介護従事者は2025年には32万人不足、2035年には68万人不足との資料を出しております。

また、それに対しての克服する手段として、介護機器やITの活用。それによつての労働時間と労働負荷の改善。あるいは処遇改善。そして、今回本市でも記載されておりましたが、外国人人材の活用ということになっております。

そこで、本市についての考え方をお聞きします。介護従事者確保のために本市で行ってきた施策。それと、その成果をどのようにお考えか、お示してください。次に、現在介護に従事していない有資格者や経験者など、そういった方の把握はされているのかどうか。さらに、介護従事者が不足している原因をどのように分析しているか。

最後に、このたび外国人人材を活用する考えに至った経緯。それについてお示しをいただきたいと思ひます。

次に、8ページに記載されております起業化の促進と支援について、質問をいたします。

日本は、25年にも及ぶデフレ下により多くの分野において雇用の創出が伸び悩んでおります。特に本市のような過疎地においての新たな分野での新規事業や起業化は支援をしていこうという傾向にあると思ひれます。

しかしながら、1991年のバブル崩壊前から、開業率よりも廃業率のほうを上回っている状況が続いております。これは経済センサスに基づくデータにも公表されております。

そういった意味で、起業化の促進と新規分野の参入への支援をしていくためには、継続的な支援が必要と考えていますが、このたびの考えている支援内容、そして経済が低迷しているときの起業や新分野での参入をどのように捉えているか。そして、今後継続的な財政支援が必要と考えていますが、どのようにお考えか、お示してください。

次に10ページに記載されております下水道事業の地方公営企業法の適用について、お伺ひします。

説明によりますと、令和6年度に適用に向けて準備を進めるとありますが、それまでのスケジュールについてお示してください。また、適用後、管理体制はどのようになるのかもお示しいただきたいと思ひます。

さらに利用料金等、市民生活に関わる変化はあるのかどうか、お示しいただきたいと思ひます。

次に、11ページに記載があります地域防災とコミュニティーについて、質問いたします。

自治会の抱える課題として、少子高齢化や社会構造の変化などにより、自治会・町内会の在り方が問われ出して久しくなります。本市においては、加入率は都市部に比べると高いものの、活動への参加はあまり高くない、そのような認識でおります。今後自治会の在り方も考えていく必要があると考えているところです。

そこで、自治会の役員の成り手不足により地域コミュニティの維持が難しいと市民の方からお話を聞くことがあります。見解はどのようにお持ちでしょうか。

さらに、自治会単位での自主防災組織を士別は推進しておりますが、今後の課題と対策について、どのようにお考えかお示してください。次に、自主防災の観点で、機能的なコミュニティを新たに創設する必要があるのではないかと考えていますが、現段階でのお考えをお示しいただきたいと思います。

次に13ページに記載があります行財政運営における市の考え方について、質問をいたします。

令和3年度より実施する財政健全化実行計画の中で、社会体育施設等20施設の開館時間の変更、もしくは廃止を実施するとして、資料が提供されております。また、5年間で30人の市の職員の定員も削減すると説明をいただいております。

市政執行方針の中では、市民サービスの質を確保しつつ、業務の在り方の見直しや公共施設の再編、運営の最適化など、あらゆる歳出改革の取組を推し進めるとありますが、今回、社会体育施設等の開館時間の変更等について、利用する市民の影響をどのようにお考えかお示ください。これは、すなわちサービスの質を維持したと言えるのか、疑問も残ります。

また、市の職員の定数削減と、先ほど質問にもありましたが、A I やR P Aなどの活用について、関係性をどのようにお考えか、お示しいただきたいと思います。

そして、関連して2ページに、抜本的な体質改善と記載があります。組織の機構改革や事務事業の再編にて、抜本的な体質改善を断行することで、将来にわたり持続可能な財政基盤を確立するとありますが、あらゆる歳出の見直しを通じてと書いてありますが、これまでの歳出が改善せねばならない体質だったのか。つまり、歳出を改善することで課題が解決になるのか。どのようにお考えか、お示しいただきたいと思います。

今回の質問は、厳しい財政状況で地方自治体がどのようにしていくかということテーマに質問いたしました。

地方自治体の使命として、地方自治法第1条の2には、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。つまり、行政サービスの向上によって、市民の生活に寄与することが使命であり、特に医療、福祉、教育、生活インフラなど、どこに住んでいても差のないサービス、これを目指すのが地方自治体の使命であると考えております。

さらには、移住定住の観点からも、都市部との差を解消しないことには、地方自治体は衰退していくものと認識しております。

先ほど申し上げましたが、このたびの財政健全化実行計画では、各種補助事業の縮小、公共

工事の縮減、公共施設の開業時間の時短及び廃止、市職員の削減、市職員の給料の独自カットが予定されており、特に市職員の削減で言えば、市側から見れば、固定経費の削減となりますが、市内経済から見れば、これは雇用の創出とも考えられます。

また、給料の独自カットにより、市側からすると同じく経費の削減になりますが、市職員を消費者側と考えた場合、所得の低下となるわけですから、すなわちそれは消費の抑制につながる。つまり市内経済にも悪影響があると考えています。

今回の健全化と引換えに、市内経済にとってはデメリットが多いと考えており、さらなる所得の低下につながり、この後質問もあるかと思いますが、市税にも影響してくると懸念をしているところであります。各種の問題を解決するためには、現状の把握、問題提起、原因分析、解決手段、障害、制約になっているものは何かをしっかりと分析し、最終的な障害、制約になっているものを取り払うことが本来目指すべきではないでしょうか。

地方自治体のなすべき使命とは、住民福祉の増進を図ることが目的であるが、現在は財政の問題が制約となり、住民福祉の衰退になっているのではないかと考えますが、その辺の認識をお伺いして、私の質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 加藤市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君） 私のほうから、許可病床の適正化の考え方について、お答えさせていただきたいと思います。

まず初めに、地域医療構想における必要となる病床数の算出の考え方をどう捉えるかという点でありますけれども、地域医療構想は将来の人口推計、それから受療動向などを基に、2025年に必要となる病床数を高度急性期、急性期、回復期、慢性期の医療区分ごとに推計をした上で、地域の医療関係者で協議し、病床の機能分化ですとか、連携を進めていくと。さらに効率的な医療体系を実現しようというものでありまして、毎年これに関しまして、上川北部地域におきましても調整会議というものがもたれて、毎年の状況をお互いに確認しているという状況になっております。

この中では、2025年の必要病床数、上川北部圏域においては、高度急性期においては63床、急性期は229床、回復期251床、慢性期249床の合計792床が必要になるという捉え方をしております。

現時点におきまして、R2年度の各病院の2025年度の予想、考え方というところが整理されておりまして、それでいきますと、総体でいきますと、病床推計必要数の792床に対して833床という状況になっております。

当初、平成28年度に策定をいたしました段階では、972床という病床数を各病院が持っていたという状況になりまして、そういった推計に基づいて各病院、医療体系を変えてきておりますので、そういった中で計画に近づいてきているのかなという状況にはなっているところであります。

ただ、この病床機能の振り分けに関しまして、病棟単位での捉え方という形になっておりま

すので、この回復期、あるいは急性期といった区分が正しく反映されているかというところ、そうではないと捉えているところでもあります。

あくまでも推計の段階では、医療需要、医療資源の投入量に応じてという区分になっておりますので、一般病院でいけば、一つの病床の中に急性期の方から慢性期の方がいらっしゃったりしますので、正しい振り分けではない。あくまで目安のようなものと考えているところでもあります。

また、この計画の中には、議員がおっしゃったとおり、有事の際に云々といったことについては全く触れられておりませんので、今後そういった部分もこの調整会議の中ではある程度検討に加わってくるのかなと考えております。

ただ、参考といたしまして、現在、感染症病床を持っております名寄市立病院の対応としては、40のベッドをこのコロナ対策として抱えているという状況になっております。

続きまして、市立病院の病床数を20床削減する財政的な効果という点でありますけれども、自治体病院は不採算部門である政策的医療を担っている面から、地方交付税において地域医療確保のための財政支援が行われているところでございます。

一般会計の中の地方交付税の中にその額が参入されておまして、今回20床を削減することによりまして、地方交付税では約800万円の減。逆に特別交付税においては6,800万円の増というのを見込んでおまして、差引きでは単年度で6,000万円の効果があると見込んでいるところでもあります。

また、病院事業会計への補助金という形になりますけれども、地域医療構想に基づく病床機能再編支援補助金というのがございます。これは削減病床数に応じて、単年度ではありますけれども、令和3年度において、3,600万円の補助金を見込んでいるところでもあります。

それから、有事の際の診療における影響。今回20床削減することによる影響については、今回の削減は病床数を減らすという形ではありますけれども、現在スタッフ数その他については、患者数に応じた体制を取ってきております。その中で現状に合わせた病床数の削減という形になりますので、病床数がなくなることによる体制の変化というのは、発生してこないということになります。

当然、現状もコロナウイルス感染症に対応して発熱外来ですとか、あるいは疑い患者の受入れ病床というのをもって対応しているところでもありますので、その辺も変わりませんし、医療法上1割以内の一定程度のオーバーベッド、これについては認められております。ただ、さらにコロナと有事の際にはその1割を超えても可能という規定がございますので、病院の許可病床数としてのベッドが減りますけれども、ベッド自体が数がなくなってしまうという物理的な問題は少ないかと思っております。

そういったこともありますし、現在コロナに関しては、二次医療圏、ここを中心に対応するという形になっておまして、特に宿泊療養については道北圏域、これ全体での対応で旭川市にその施設が設けられているというところも含めまして、広域的な対応ということになってい

ます。

平成30年度に発生した北海道胆振東部地震の際、ブラックアウトになった際なんですが、病院も影響を受けました。その際には名寄、それから旭川の各病院に重症患者の受入れをお願いした経緯もあります。やはり広域的な連携というのが非常に大切だと考えておりますので、今後に向けても二次医療圏、三次医療圏での連携を深める中で、連携を図って対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 青木介護保険課長。

○介護保険課長（青木秀敏君） 私から、介護従事者の確保について、答弁申し上げます。

まず、介護従事者の確保のための本市で行ってきた施策とその成果というところでありますけれども、本市で行ってきた介護従事者確保策としましては、平成28年度から介護福祉士実務者研修と介護職員の初任者研修への受講料の貸付けといった部分。それから、市内高校生の職場体験事業、こういった形でスタートしているところです。

また、平成30年度からは技能実習を含む実習生の受入れに係る経費への助成といったところ、法人が独自に行う職員研修などへの補助、介護ロボットを導入する際の助成。また、移住を伴う介護職への補助、こういったものを加えてきております。

平成31年度からは日本人介護従事者の確保策として、市、それから学校法人の西野学園、それから市内3法人が連携して、移住の入学制度というところを実施しまして、全国100校を超える学校に周知をしながら実施している状況となっております。

制度の実績としましては、介護福祉士実務者研修などへの貸付事業。こちらが本年2月までで延べ61人の方に実施をしてきております。また、高校生の職場体験事業ということでは、延べ45人の方の参加をいただいております。それから、介護の実習生の助成という形で、2件の助成をしております。それから、法人への職員研修などへの助成ということで、こちらが6件という形になっています。

また、介護ロボット、それから移住を伴う介護職員への助成は、まだ実績はないところとなっております。また、移住入学制度につきましては、希望者一人の面接、こちらを実施しましたが、残念ながら不採用となったところです。

各制度などの成果というところの部分に関しましては、研修への助成。こちらについては、昨年度までに10人の方が介護福祉士の資格、こういったものを取得しまして、介護従事者として定着している。こういったものが、定着という部分でも成果になるのではと考えていますし、また本年、令和2年度に外国人技能実習生2人の実習を開始しております。それと、職場体験で行った高校生一人が市内事業所に令和3年度採用として内定しているというお話も伺っているところです。

それから、来年度、令和3年度においては、特定技能1号で就労される5人の方への助成と、日本人の方で介護職の移住者、こちらが一人助成対象となるという予定をしているところであ

ります。

また、事業所独自の取組として、士別市の社会福祉協議会、こちらのほうが中心となりまして、市内の介護職員の合同の事業者の説明会が令和元年、2年度と実施されておりまして、参加人数は多くはなかったんですけども、市も連携した中でそういったところを取り組んでいるところですよ。

また、今後の人材確保策、こういったことに関しましては、市内の介護職場の合同説明会の関係ですけども、こちらを市内のイベントと抱き合わせで実施ができないかですとか、あとはハローワークですとか、介護職場の就職相談なんかを行っている、旭川にちょっとあるんですけども、そういった福祉人材バンク、旭川社協さんが実施していますけれども、そういった人材バンクとの連携をした人材のほうの発掘ですとか、市内介護事業所での高校生以外での市民を含めた職場体験事業なども検討していければなと考えておりますが、今般のコロナウイルスの予防の観点から、そういったところは慎重に対応していきたいなと考えています。

このように新たな介護職が増える一方、少ないですけども、増える一方で、定年退職、そういったことですとか、離職もありまして、ハローワークでの総体の求人数につきましては、前々年、前年とほぼ同数で推移しておりまして、21から25人ぐらいという形になっているところですよ。

それから、現在介護に従事していない有資格者、経験者などの把握についてですけども、現在市では介護従事していない、そういった方の経験者ですとか、全体の数字ということでは把握はしていませんけれども、社会福祉法の改正によりまして、平成29年4月1日から社会福祉士の資格を持っている方で就業されていない方については、各都道府県の福祉人材センターというところがあるんですが、そういったところに届出をすることが努力義務となっておりますので、そういった離職介護福祉士等届出制度ということで、そういったものが施行されておりますので、各事業所なんかには制度を周知して、道の福祉人材センターというところの活用といったことも促してきているような状況となっております。

また、介護従事者が不足している原因をどのように捉えているかというところなんですけども、なかなか本当に難しい状況ではあるんですけども、施設、訪問、それから通所などのサービス、種類などで士別市内の事業所でも必要としている資格ですとか、正職員やパートといった採用形態、年齢など、事業所単位で求められている人材も様々であるという状況となっております。

士別市内においては、現在人材不足で定員を減少している事業所ですとか、そういった御苦労されているところが多々あるというのも実態となっております。こういった介護従事者が不足している具体的な要因についての詳細というものは、なかなかつかみ切ることは難しいんですけども、事業所との話合いの中では、介護職員がよりよい条件ですとか、生活環境、こういったものを求めて都市部ですとか、他市町村へ流出しているといったことが挙げられております。そういった話も伺っているところですよ。

現在、事業所との意見交換やアンケート調査等で士別市内の不足実態の調査などを行っているところですが、今後も引き続きそういった連携を取った中で、状況の把握に努めていきたいと考えております。

また、外国人人材を活用するに至った経緯ということにつきましては、市では、まず国内からの人材確保ができるように施策をスタート、実施したところなのですが、なかなかやはり人材確保の見通しが立たなかったということで、市内の介護事業所から外国人人材確保への支援の要請があったところです。そこらは、平成30年の4月から3法人において、合わせて9人の外国人技能実習生の受入れを計画していたというところから、介護実習生等受入れ支援事業の要綱を制定して実施してきたところになります。しかしながら外国人技能実習生に関してですが、現地の送り出し機関ですとか、国内の関係団体との調整、それから入国に係る計画の認定などが遅れたことによりまして、当初の予定どおりはいかなくて、計画が変更となっております。令和2年度によりやく2人の方が入国となり、実際に実習を行っている状況となっております。

また、31年4月から制度が始まりました特定技能といった部分につきましても、本年に2法人からそういった計画の報告を受けまして、介護実習生等受入支援事業の対象として、令和3年度に5人の入国を計画しておりましたけれども、こちらについては昨今の国際情勢の変化などによりまして、入国時期の延期の見通しとなっているところであります。

今後もこういった形でいろいろと施策を実施してきていますけれども、少子高齢化の状況などから労働人口は減少していくものと考えられます。事業所との意見交換などを通じて、各事業所の状況ですとか課題を把握する中で、各機関と連携して、必要な対策を検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 阿部課長。

○商工労働観光課長（阿部 淳君） 私から、起業化の促進と支援について、お答えいたします。

まず、起業化の促進と新分野への参入への具体的な支援内容ということですが、昨年9月に地方創生臨時交付金を活用した新たなものづくり応援金と、先ほどから御説明しております、同じく地方創生臨時交付金を活用した補正予算の上程、予定事業であります。コロナ禍において業種・業態を変えて新しい事業へチャレンジする方に対しての補助金を交付する新たなチャレンジ応援金、それから、中小企業振興条例における事業により支援をしていきたいと考えているところです。

続きまして、経済が低迷しているときの起業や新分野への参入をどのように捉えているかということですが、コロナ禍のみならず経済が低迷している現状においては、起業や新分野への新たな投資はしないのが定石といった声を聞きますが、影響を受けて業績が下がり、業績を上げたい、もしくは、業績不振を打開するといった視点で考えたときには、こういった状況であるからこそ投資をする必要があるのではないかと考えておりますし、こういった動きに

よりまして、地域経済の活性化を期待するものであります。

続きまして、経済的な財政支援の必要性についてです。

本市における起業や新分野の参入などにつきましては、中小企業振興条例、それから企業立地促進条例などにより財政支援を行ってきております。どちらの条例も最長3年間の支援メニューがあり、今後におきましても、これらの制度により支援をしていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 土田施設管理課長。

○施設管理課長（土田 実君） 私から、下水道事業の地方公営企業法適用について、お答え申し上げます。

まず、令和6年度適用に向けたスケジュールについてであります。令和2年度に6年度適用に向けた移行計画書を作成し、2年度から3年度にかけ、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、個別排水処理施設の固定資産台帳を整備。4年度は財務会計システム導入や資産、情報入力などのシステム構築業務のほか、例規整備に向けた準備を進めます。5年度は例規整備のほか、企業会計として財務会計システムの仮運用とともに、特別会計の切替決算など、会計移行準備を進めるスケジュールとなっております。

続きまして、適用後の管理体制についてであります。適用後の事務執行体制は、水道事業同様に管理者を非設置、権限を市長とし、職員は企業職員となり、処遇は一般職員と同様となる考えであります。職員体制については、既に法を適用している水道事業と連動した体制を構築し、効率的な運営を目指します。

会計については、現行では公共下水道・特定環境保全公共下水道と農業集落排水処理施設・個別排水処理施設の2つの特別会計で管理していますが、下水道施設の類似性や統一した料金体系から、一つの企業会計として一体的に管理していく考えであります。

次に、料金についてであります。法適用において資産を減価償却として費用化し、経営収支に反映することになりますが、減価償却額の算定基礎となる固定資産台帳整備を2年度から行っており、完了は施設数が多いことから3年度までかかる見通しです。減価償却費を反映した収支計画策定は、固定資産台帳整備後の3年度末となり、その後、企業会計運用における一般会計からの繰入れ基準の協議を行った上で、利益決算状況が確定することから、料金体系などの経営改善などの検討は4年度となる見込みであります。

そのほかの市民生活に関わる変化についてであります。地方公営企業法を適用することで、利益や欠損状況、資産の規模や老朽化状況など、全国共通の財務指標で明確化し、類似団体、類似規模団体との比較などによって、市民により分かりやすい経営状況の開示が図られると考えております。

特に資産については、減価償却として費用化することで、施設更新などの財源確保や経営に与える影響などが分析でき、必要に応じ、投資計画の見直しや経営改善の実施など、中長期的

な視点に立った経営基盤の検討を図れると考えております。

法適用は令和6年度からとなりますが、人口減少による料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、引き続き厳しい経営が想定されます。

下水道事業は市民生活に直結するライフラインです。法適用によって経営状況をよりの確に判断し、常に料金体系を検証することで、将来にわたり安定的なサービスの提供に努め、持続可能な事業運営を目指してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 法邑市民自治部長。

○市民自治部長（法邑和浩君） 地域防災とコミュニティーについて、お答えします。

初めに、自治会役員の成り手不足によって地域コミュニティーの維持が難しいといった部分です。

自治会によっては、確かに戸数ですとか、高齢化などが進んで、役員の担い手が足りないといったような声をお聞きしますし、非常に苦勞しながらその自治会運営に当たっているんだという現状については認識をしております。

自治会連合会では、こうした課題に対応するために、平成26年度からでありますけれども、自治会の体力づくりといったようなことで、これを活動目標に掲げていまして、自治会再編ですとか人材育成、こうしたことに取り組んでいるところであります。

再編に関しましては、近年では多寄地区、あるいは温根別地区で進んでおりますし、また中央地区においても1件行われたところでもあります。

地域コミュニティー維持のために、自治会再編というのは一つの対策であると思っておりますけれども、それはあくまでも自治会の判断、意思ということでありますので、市としましては統合に向けた調整でありますとか、統合の奨励の助成など、そういった支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の地域単位の自主防災組織の結成についての課題と対応ということであります。

現在24の自主防災組織が結成されております。上士別と温根別については、地域全体で一つの自主防災組織というものを結成しておりますので、自治会ベースで申し上げますと、65分の39ということで、結成率は60%ということになります。

自主防災組織の役員についても、やはり自治会役員が兼ねている場合がほとんどということでありますので、ここでも担い手不足といった課題があるところであります。

また、組織結成はしたんですが、実際に動いたという経験がなくて、いざ災害が起きたときに機能するのかといったような不安の声もあるところであります。

こうした現状もありまして、自治会連合会では平成29年度から自主防災組織の推進というものを目標に掲げております。毎年の防災をテーマとした研修会などを開催して、意識の高揚にも努めているところであります。

市としましても、こういった自主防災組織のすすめといったようなパンフレットを作成して、自治会に配布をしておりますし、市内全体の自主防災組織の結成に向けた活動の支援も行っているところであります。

引き続き今後も自治連と連携して、結成、促進、そして活動の活性化に努めてまいります。

それから、最後に自主防災の観点での機能的なコミュニティの創設ということでもあります。

本市では、幸いなことに自然災害が少ない地域でもありますけれども、日頃からの備えというか、訓練は必要だ、重要だと考えております。

多寄ですとか、温根別地域におきましては、地域として独自に避難訓練なども行っているところであります。しかしながら、全体的には先ほど答弁いたしましたとおり、いざそのことが起こったときに機能するのかといったような心配な部分もありますし、組織の組織率も100%でないといったような状況があります。

災害時には、行政側の活動だけでは十分とは言い切れませんので、やはり自分たちのまちを自分たちで守るといったような活動組織が必要であると思えます。

これに関しましては、現在の自治会制度、これが発足してから40年たっておりまして、市民にも定着しているということを考えていますので、新たにコミュニティの形をつくるということではなくて、現在の自治会制度の中で、自主防災の考え方がより理解されるような、あるいは推進されるような研修会の開催ですとか、防災訓練、こういったことを実施してまいりたいと思っておりますし、また平時における自主防災の推進、これを図る中で、自衛意識、あるいは連帯感といったものを強めていくような取組をしていかなければならないと考えております。

いずれにしても、今までの3つの項目全部関わるんですけれども、引き続き自治会連合会、ここと連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） まだ渡辺議員の大綱質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前 11時54分休憩)

(午後 1時30分再開)

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大綱質疑を続行いたします。

中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私から、社会体育施設等のサービスの質について、お答え申し上げます。

公共施設マネジメント計画の基本方針では、時代の変化に対応し、市民が必要とするサービ

スを将来にわたって持続的に提供できる取組を進めるとしております。

その中の取組の方針としては、最適化、効率化、こういったキーワードを示しまして、建物の適正化という意味では、遊休スペースですとか、利用の少ない時間帯、こういったものも含めて有効活用する。その上でサービス供給量を見直していくという内容としております。

ここで議論となってきましたのは、提供すべきサービスというのは場所、施設とは分けて考えようという議論の中で、施設で申し上げますと複合化ですとか、多機能化、こういったものも併せて進めていくべきだという中で、議論をしてきたところであります。

本市の公共施設の状況を踏まえますと、持続的に必要とされるサービスを提供するためには、改革は避けて通れないという認識の下で、利用者の市民の皆様におかれましては、場所ですとか時間の制約というのは出てくることあり得るわけですが、やはりあるべき適切なサービス量、こういったものを見極める中で、サービスの質を担保していかなければならないと存じるところであります。

私からは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 私からは、定員削減とAI、RPAなどの関係性、それと、体質改善というお話がございました。この2点について、お答え申し上げます。

まず、定員の適正化と削減ということでもありますけれども、このことにつきましては、私どもの使命であります市民サービス、そして安全・安心の確保といったことをしっかりやっていくという視点の中において、組織としての規模については全国の類似団体がどうあるのか。あとは今後人口が減少していくという中において、どのような形にしていくべきなのか。あるいは、今再任用制度が導入されておりますけれども、今後の定年の見直しといったようなことも含めて、しっかりと様々な状況を判断した中で、組織体制の見直し、あるいは機構改革によって、しっかりと今申し上げました市民サービス、安全・安心の確保、こういうことをやっていくことを前提としながら、財政健全化実行計画の期間中に30人削減していくといったことを掲げております。これは第4回定例会の中で、このことについては基本にお話をさせていただいたところであります。

そこで、AI、RPAの関連ということでもありますけれども、このことについても、先ほど十河議員の電子自治体の推進という中でお話をさせていただいておりますけれども、ひと昔前であれば、私ども若い頃は、データの集計をするということになりますと、頭数を集めてそろばんをはじいたり、みんなで電卓をたたいたりしながら、相当な時間をかけたんですけれども、今はこのRPA、この導入によって、そういったものは例えば人がいなくても、夜中の間でも、しっかりとそういった集計ができることになっております。

これらの活用は、今後加速度的に広がってくると考えておりますけれども、政策を組み立てるときに広く市民の意見を集約する。例えばアンケートの集約などについても、先ほど総務部長のほうから十河議員の話の中で、AI OCRという話があったけれども、手書きで

集めたアンケートを、それを用いてしっかりとデータ化すると。そのデータ化したものについても、RPAによってしっかりと集計をしていくと。また、その集計されたものを、AIの活用によって一定の整理といいますか、効果をどうあるべきかといったような判断もしていくといったような時代に入ってくるのではないかと思います。

こういったことを活用によって、これまで人的にやった分がそこに置き換わるということになりますと、職員に過大な負担をかけることなく、これまでの業務が遂行できるのではないかと考えております。そういったことも含めまして、今後の定員の適正化というものをしっかりと考えていきたいと考えております。

それと、体質の改善ということでもあります。これは今、体質の改善ということではなくて、従前から事務事業の見直し、体質の改善、これは、どこまでやればよいというものではなくて、常にやっていかなければならないものだと思いますけれども、現状の市の財政状況というのを考えたときに、歳入で言えば、市税等は全体の25%ぐらいということで、ほとんど地方交付税等に頼っているという極めて脆弱な状況であるということ。

また、歳出ということであれば、物件費、公債費などによって、経常収支比率がもう99.5%、ほぼ100だといったような、こういういった硬直化した状態にあるということ。

それと来年度、4年度には、交際費のピークを迎えるといったような様々な状況の中にあつて、ただいま申し上げました安全・安心、市民サービスといったのをしっかりと確保するということにおいては、いま一步、これは、トップダウンの中で体質改善ということを全庁的にしっかりとやっていかなければならないだろうということでもあります。そこで、今回の市長の市政方針の中にも、体質改善というところが改めて出てきたということでもあります。

ただ、単に財政的な支出の削減ということではなくて、いろいろ創意工夫をした中において、結果的にこれだけの縮減ができたといったようなこと、ここが市民の方のお知恵もお借りしながらということになりますけれども、みんなで知恵を出し合うところだと思いますので、そういったことを基本にしながら全体的な体質改善を図りたいと。特に、今回御提案を申し上げます新年度予算については、財政健全化実行計画初年度ということで、この健全化に向けた方向性が見えるようなものにならないといけないということでもありますので、この体質改善というところに、相当重きを置きながら編成してきたということでもあります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 渡辺議員から、地方自治体のなすべき使命は何なのかと、あわせて、現状は行政運営において、財政の問題が制約となって、住民福祉の衰退になるのではないかと、こういったような御質問をいただきました。

地方自治体のなすべき使命については、先ほどの御質問の中で、渡辺議員が地方自治法第1条の2について、住民福祉の増進を図ることが示されていると。まさしく、渡辺議員のお話のとおり、私も同感でございます。私も、市長選のときからマニフェストを掲げながら、

それを総合計画に連携を取りながら、子育て支援から健康長寿も含めながら、幅広い分野にわたって、政策を実施をしてきました。もちろん議会の皆様方の同意の下で実施しているんですが、それはまさに福祉の増進に向けた施策でございます。この地域において、市民の皆様方が安全・安心に生活ができる、そしてまた土別は合宿者も相当多く来ますし、自動車研究の方々も相当多くいらっしゃる。そして、また土別にお越しになる誰もが安全・安心にこの地域で生活することができる、生活をしていける、そんな地域をつくるというのが、まさにこの自治法第1条の2に掲げられている問題だと思います

そういった意味では、未来に向かって、そしてまた次世代に向けて、しっかりと引き継ぐようなそんなまちづくりが必要ということで、行政、議会、市民、三位一体となっているような取組を進めているのが現実でございます。

そこで、住民福祉の衰退に新年度予算がつながっていないかと、こういう御指摘をいただいたところでもありますけれども、市民生活にとって極めて重要な案件については、新年度予算でもしっかりと予算について編成をしてございます。例えば2、3申し上げさせていただきますけれども、私が市長に就任をしたとき、土別の市立病院では、子供が出産できない。子供たちが入院したくても入院もできない。名寄、旭川に行かなければならない。こういう実態でございました。ただ、サテライトということで、日中については名寄市立病院から小児科の医師が来ていただいているんですけれども、そういったことから、保護者、そして子供たちの精神的、肉体的、財政的負担は極めて重いということで、35市の中で北斗市に続いて2市目でありましたけれども、小学生以下の医療費は所得制限なしで全額無料。中学生の入院は無料、これを実行して今日まで来ています。その後、中学生の外来通院についても全額無料ということで、所得制限なしで行って来ていますが、財政が厳しいといえども、これは継続してしっかりと予算計上させていただいてございます。

あるいは、高齢者の皆様方の安全・安心な健康長寿の関係についても、ハード、ソフト両面にわたって、引き続き予算は計上させていただいています。

それと、私は、政策で一番重要なのは、地域医療の充実に勝る政策なしと、こういうことをずっと申し上げてきました。そういったことで、市立病院についても、ここ4年間、長島院長を中心にしながら、本当にみんなスタッフ頑張らせていただいている。議会の皆様方も御承知のとおり、2年度末の財政状況については、4.8億円の資金積立ても行うことができた、ということでもあります。そういった中で、5か年間の今回の財政健全化実行計画でありますけれども、これにつきましても、今までどおり約8億円、病院についてはしっかりと繰り出しを行うという計画の下で、地域住民の安全・安心な要として、市立病院を頑張らせていただく。そして安全・安心な地域をつくる。このこともしっかりと予算計上をさせていただいています。

それと、土別は、一般家庭ごみについては戸別収集です。これも、全道で3市しかありません。しかしながら、高齢社会の中で戸別収集することによって、安全・安心も確保できるということで、戸別収集については引き続き行います。市民の皆様方の御負担もいただきながら有

料化にもさせていただきました。そういった中で、1年間やってアンケートを取りますと、ごみは相当減ってきている。なおかつ一般家庭ごみについては、まちなかについては、週2回を1回でも結構と、こういう圧倒的な市民の皆様方のお声があったということで、新年度から農村部についても、まちなかと同じように収集回数を増やしていく。そういった取組も市民のいろんな御協力の下できるということで、新年度予算ではそういったものも実は付け加えさせていただきます。

先ほど、防災の関係で御質問もありましたけれども、災害時の共助計画、これは新年度に全部つくりまします。これは、自治会と行政と、社協なり団体も連携を取ってつくり上げていくということになっていますので、まさに住民福祉の増進に向けて、国の法律上ある内容についてはしっかりと進めていきたいと、こう考えています。もう少しよろしいですか。

それと、私が、今から4年前なんでありましますけれども、所信表明、これは市政執行方針ではなくて、市長選の後に所信表明をさせていただきます。そのときのコピーを持ってきました。結びのところ、私、こういうことを出させていただきます。今回の結びのところでも言っているんですけれども、市政というのは市民のために市民がつくる。これは、原則であると。そのためには地域力が必要だと。地域力で進めていくんだと。今から60年前、私がちょうど10歳ぐらいでありました。アメリカ、亡くなられた大統領、ジョン・F・ケネディ、1961年にこういうお話をしていることを結びのところでお話させていただきます。国が、あなたのために何をしてくれるのかは問うことなかれ。あなたが国のために何ができるのか問おうではないか。共に考えようと、こういうことを言っているんです。なぜ、これを言ったかといいますと、市民に当てはめてこれを申し上げたんです。市が市民のために何をしてくれるのかを問うことなかれと。市民が市のために何ができるのか問おうではないか。共に考えようということで、あえてこの文言を入れて、その後に困難なときだからこそ進化のチャンスという言葉、今回と同じことを言っているんです。そして、官と民の連携、政策連携、広域連携、3つの連携をキーワードにして、まちづくりを進めていく。こういうことを申し上げさせていただきます。

なぜ、こういうことを言うかといいますと、実は、直近のことで言いますと、先日、私、朝日に行きました。朝日の復活パン屋さん、その審査委員で行ったんですけれども、何とかパン屋さん来ていただければいいなと、こういう思いであります。帰るとき、まちなかに体格のいい15、6人の皆さん方が歩いているんです。ジャージ姿で。誰かと思いきやサムライブレイズの選手なんです。朝日のまちなかで移住者として来ている。そして、チームをつかって、これは、朝日の皆さん方、つくったんですけれども、土別の方もいますけれども、そこに会えることができまして、新年度、まさにまちづくりに元気をそういった皆さん方が与えていただけるのではないだろうかと。

あるいは、地域おこし協力隊がもう既に御承知のとおり、ゲストハウスを何とかやりたいということで、市も応援をしたいと、こういうお話をしています。そういう取組があったり、あ

と、サフォークで言えば土別三協という赤松社長が、3つ建てた羊舎の一つを貸付けいただいて、無料です、市に応援をする。若い飼育者を育成しようではないのかと、こういう発想になっていただいたり、あと、もう一つ直近で言えば、市の教育委員会が文科大臣表彰いただいたんです。これは学校支援サポーター事業、土別土曜子ども村事業、コミュニティ・スクール事業、これは何を言いたいかというと、市民、団体、企業、皆さん方がこの子供たちの人材育成に力を注いでいるんです。だから、国はやはり評価をしていただいた。

といったようなことで、直近のことを申し上げたんでありますけれども、まさに私は、そういう形で市民、市民団体、企業、みんながこの地域に協力しながら連携を取ると。これが基本でなかろうかという思いがあるものでありますから、あえて申し上げました。

今、一番大きな期待をしているのが、3期目の一番大きな柱である、まちなか交流プラザです。まちづくり会社が、官と民の連携によってできました。これは、大きな期待をしています。にぎわいをしっかりとつくり上げていく。民の力を示しながらです。ですから、そういったことを含めて、やはり地域力、官と民の連携、これをキーワードとしながら、このまちづくりは進むべきであるということをお願いして、少し議長、長くなって申し訳ありません。私からの答弁とさせていただきます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 渡辺議員。

○10番（渡辺英次君） 市長の思いを、今、お伺いしました。それで、今回、私が質問したのは、もちろん、今、市長がおっしゃった市政に対する考え方は全く同感でありますし、すばらしいと思います。ただ、現状として、今回、実際に健全化実行計画が始まるに当たって、各種の住民サービスが、市民から見ると制限がかかったという見方もされるのも一方ではあると思います。そういった意味では、今、お話にもありましたが、今計画の5か年、仮に5か年で指標がある程度一定のところまで戻ったとしても、このままいけば、間違いなく人口は減ってくるのは今から分かっているわけで、現状で計画以上に早く減っていますから。そうなれば、現状で言うと、4定でも話をいたしました、当然市税も下がりますし、当然ながら人口が減れば交付税も減るということで、また財政的には、かなり苦しい状況になるのも明らかなわけです。そういった意味で、行政のしっかりとした役割として、市民の生活を守るということは、その市民の方の人生です。人生を守るという意味だと思えますよ。そうやって考えたら、市長がいつもおっしゃっているような10年先から今を見るという視点で考えるべきだと思います。そういう思いがあったので、4定で土別市のような地方の多くは国の財源に依存していますから、それをしっかり分析して、本当にそれはもらえないものなのかどうなのか。そういったことをしっかりとやって、我々議会もそうだと思いますけれども、そういった勉強会をしながら、4定で答弁いただいた、例えば地元選出の国会議員のお力を借りたり、そういうことをやっていくのが行政の役割じゃないかという趣旨で、今回質問をいたしました。

今回、通告していないので、具体的な歳入については、今日は質問いたしません、実行計画もそうですし、今回の市政執行方針もそうですけれども、ほとんど歳入のことに関しては、

触れられていなかったんです。そういった意味では、財源はないことはありきで、縮減、縮減、縮減と考えてしまっているのではないかと思うんですけども、本来は、先ほど申し上げたとおり、住民の福祉の増進、そこしかないと思うんです。そのためにどうするかというのをしっかりとやはり考えていくべきだと思うので、歳入に関しては、来週の予算委員会で質問をさせていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、渡辺議員の質疑を終了いたします。

4番 村上緑一議員。

○4番（村上緑一君） 令和3年第1回定例会に当たり、通告に従いまして、大綱質疑を行いたいと思います。

まず、この場をお借りしまして、医療従事者関係者の皆様には、感染症がまだ収束をしない中、地域医療を守っていただいていることに対しまして、感謝と敬意を表します。それを踏まえまして、地域医療についての質疑に入りたいと思います。

初めに、地域医療ニーズに応える病院運営についてです。

市立病院は、地域の基幹病院として、急性期から慢性期までの入院医療をはじめ、緊急医療体制を確保し、地域医療の幅広い役割を担っております。病院経営では、地域医療構想の下、名寄市立総合病院との連携と機能分化を進め、回復期、慢性期を中心の医療体制になり経営の改善を図ってきました。近年においては、高齢化社会の中、地域医療ニーズも変わり、在宅医療については、高齢化などにより通院が困難な人や抗がん剤などで在宅医療を希望する患者は増加傾向とお聞きしております。そのような中、訪問看護室のステーション化が図られております。現在の状況と今後の患者増加への対応について、また、長期入院を求める声についての考えを伺います。

次に、病院事業経営改革プランの改定についてです。

令和3年度から令和7年度までの5年間の病院事業経営改革プランの改定が行われました。現在の医師不足や人口減少、少子高齢化、さらには新型コロナウイルスの影響で病院経営の厳しさが増す中にあります。

次の改革プランについてです。

新型コロナウイルス病床と検査体制の今後の対応、地域医療の変化による急性期、慢性期の病床数の変更、病院での働き方改革の対応、病院経営での純損失が発生する見込みと今後の対応。患者数減少見込み、これらについて、考えを伺います。

次に、上川北部医療連携についてです。

センター病院である、名寄市立総合病院との連携・強化及び機能分化の明確化による取組については、人材交流と医療連携が行われています。病院間での患者情報の共有で、電子カルテ導入についての考えと、経費削減で診療材料の共同購入によるさらなる連携の考え、医療連携での医師、医療スタッフの確保、活動の取組についての考えを伺いたいと思います。

次に、開業医誘致と連携についてです。

士別地区医療圏では、公立診療所、民間医療機関との連携強化とありますが、どのような連携を考えておられるのか、また、これまでの医療連携についてもお聞かせください。

次に、開業医誘致についてです。

眼科医1名が、令和4年度中の開業を目指し、本市4例目となる開業医誘致条例の適用に向け、医師と連携を図るとあります。地域医療にとっては、根源と言える民間病院が開設され、眼科医療の充実が図られることは喜ばしく思います。令和4年度中の開業について、条例適用に向けたスケジュールなどは進んでいるのでしょうか。

以上申し上げ、地域医療について答弁を求めます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 加藤事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君） 私のほうから、地域医療ニーズに応える病院運営に関してと開業医誘致と連携について、まず初めにお答えさせていただきたいと思います。

地域医療ニーズに応える病院運営につきまして、特に在宅医療の充実につきましては、平成30年1月に訪問看護について、ステーション化を図りました。これは、他の医療機関の医師の指示による訪問看護可能とする形を取ったものであります。その結果、訪問看護で行きますと、平成27年度では3,748件、年間です。3,748件が令和2年度の見込みで行きますと約4,400件という伸びになっております。また、訪問リハビリテーションにおきましても、平成27年度では、228件、これが近年大きく伸びておりまして、令和2年度見込みで行くと、1,900件という形で大きく伸びております。

また、先ほど、議員おっしゃられた抗がん剤などの化学療法を必要とする方、こういった方の状況が最近増えてきている状況にありまして、急性期から一定程度治療を終えて、当院でといった形の一種地域医療連携パスのような形で患者さんがうちに回ってくるということも増えているという状況にあります。

こうした状況に対応するためにも、在宅医療の充実というのは大変必要であります。特に今年の4月からリハビリテーションのスタッフも増員をする形で、こういった需要に対応してまいりたいと考えております。

それから、長期入院に対する声への対応ということで、長期入院体制の充実ということで、ここ近年図ってきております。特に、急性期からの転院患者さんの増というのが非常に目立っているところであります。平成27年度で行けば、66件であったものが、2年度の見込みでは、130件、こういった急性期病院からの一定治療を得た後、回復するまでの患者さんという形で、当医院へ転院する患者さんがいらっしゃいます。

また、士別市の高齢者人口の推計で行きましても、今後、75歳以上の人口というのは、非常にピークを迎えるのがまだ2025年ということで先の状況になっております。総人口は、減少傾向は続くわけですが、高齢者人口について、特に75歳以上についてはまだ若干増える傾向にあるのかなという状況になっております。こういった状況から、実際に今現状として、当医

院の入院患者数の平均年齢が80歳という状況があります。でありますので、こういった実際に高齢者中心の医療も提供しているということが実態として言えるかなと思います。また、長期入院への対応ということも、さらにこれまで従前同様に対応してまいりたいと考えているところでもあります。

続きまして、開業医誘致と連携についてであります。

まず、初めに、公立診療所、民間医療機関との連携についてでありますけれども、これにつきましては、現在病院のほうでは、特にあさひクリニックの澤谷医師に関しましては、週1回外科外来、それから透析診療を行っていただいております。さらに、透析に関しましては、緊急時のバックアップということもお願いしている状況にあります。また、しべつ内科クリニック、井手医師に関しましては、呼吸器診療の患者の紹介、あるいは、呼吸器専門医でいらっしゃると思いますので、当院で入院されている方で、呼吸器疾患のある方についての診療の支援もしていただいているという状況にあります。また、士別整形外科クリニックとは、CTあるいはMRIといった医療機器の共同利用といたしますか、そういった形での御利用をいただいているという形での連携をしているところでもあります。

どちらに対しましても、高度医療機器、そういったものの共同利用ですとか、ポラリスネットワークといった診療情報提供のネットワークを活用した診療情報の共有化といった形で市内医療機関等とも連携を図っていきたいと考えております。

続きまして、開業医誘致についてでありますけれども、現在、仲介の医療コンサルタントと情報共有を行いながら開業に向けた進捗状況を確認しているという状況にあります。助成金の支給につきましては、クリニックが開業した後ということになりますので、令和4年度当初での予算計上ということをご予定しております。実際の支給時期については医師からの助成金交付申請が提出され、その時期にもよりますが、おおむね開業から1か月以内で助成という流れを考えているところでもあります。でありますので、引き続き医師、それから医療コンサルと、連携を密にして、進捗状況を確認しながら取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 池田経営管理課長。

○経営管理課長（池田 亨君） 私から、改革プランの改定、それから上川北部医療連携についてお答えいたします。

まず、改革プランにおける新型コロナウイルス病床と検査体制の今後の対応につきましてですけれども、2年の春から5階病棟に4室6床を確保しております。その中で、もし疑い患者さんが発生した場合につきましては、4室全てを使うと。それから地域が蔓延した場合、その場合におきましては、陽性患者を最大6人まで提供するという形で考えておきまして、北海道のほうから協力医療機関ということで指定を受けまして、現在も本体制取っていますし、今後においても継続する運びであります。

それから、プレハブのハウスを作りまして、その中で発熱者外来を開設するとともに、遺伝

子の核酸検出法であるリアルタイムPCR、それからTRCという検査機器を補助金によって導入いたしました、これも稼働しているところでございます。

今後におきましても、状況に応じ、保健所との連携を取りながら対応を図っていく次第です。

2つ目に地域医療の変化と、それから急性期、慢性期の病床数の変化でありますけれども、現在の病棟体制、回復期、慢性期の充実が地域で必要だという現在のプランに基づきまして、一般が60床、それから地域包括ケアが27床、療養61床、合計の148床で平成30年の12月から運用しております。今年度におきましても、コンスタントに120床を越すような安定した病床の利用状況が続いていまして、地域の医療需要にマッチしたものと検証しております。

今後、高齢化する入院患者さん、それから入院期間の長期化はじめ、地域医療構想で上川北部圏域での病床機能の分担については、これからも検討が進められるところでありましてけれども、患者数に応じた病床体制確保の観点から、令和3年度において、現在の148床から128床に見直す予定でございます。先ほどの答弁にもございましたけれども、実質的には、今と変わらない医療体制を確保しまして、あわせて、国からの補助金、3,600万円を見込んでいる次第です。

続きまして、病院での働き方改革への対応です。

平成31年施行の働き方改革関連法によりまして、令和6年度から医師の時間外労働時間も年間960時間という制限が入ります。月に直すと80時間になりますけれども、現状では、大学医局からの出張医の派遣をいただいておりますので、常勤医師の超過はないものですが、派遣元の医師の時間外労働時間にも影響が出るため、そこについては、限られた医師数の中で救急医療も担保しながら入院患者、それから透析患者さんの管理もするとなりますから、今後の動向も注視しながら考えていくところです。

あわせて、これまでも医師事務の作業を補助するクラークを病棟、それから外来の主要なところに配置しまして、院内全体でスタッフが協力し合う体制というのは取り組んでまいりました。これからも労務管理の徹底、それからドクターから他の職種への業務の移管、いわゆるタスクシフティングといったものを進める必要はあると考えております。

続きまして、純損失が発生する見込みと、今後の対応、患者数の見込みです。

現在の改革プランに基づきまして、近年は連続して純利益を発生しているということになって、今年度末で約4億8,000万円を確保できるという予定を立てております。令和3年度から始まるプランの中では、5年間の大半は当初予算で単年度純損失を見込むことにしておりますけれども、これは、4億8,000万円という資金残の中で運営することとして、市からの追加繰入ということを行わない中で運営はやる運びです。

そして、上川北部地域の将来推計人口によりますと、全体人口は減りますけれども、75歳以上は令和7年をピークにして現状維持と増加となっておりますので、これも、当院の入院患者の層と一致するということがありますから、患者数は現状維持を見込みまして、外来患者数も不確定要素が大変多いんですけれども、プラン上では現状維持を目標とした次第です。

続きまして、上川北部医療連携についてです。

法人設立前から変わらないんですけども、プランに基づきまして、当院と名寄市立総合病院は連携と機能分化を進めてまいりました。そんな中で、上川北部医療圏の人口減が避けられない中で、名寄がセンター病院、救命救急の役割を果たすために一定の人口規模が必要であります。そんな中で、各2つが独立性を保ちながらより強い連携体制を目指す1つの手法として、令和2年の9月に上川北部医療連携推進機構を設立した経過です。その中で、まず電子カルテ導入と病院間の情報共有ですけども、2つの病院の間で、急性期から慢性期までをフォローするという部分では、当然ながら情報の共有が不可欠となります。その中で、当院はまだ電子カルテが入っておりませんが、名寄市は先行して入っております。当院がいずれ電子カルテシステムを導入する際には、そのシステム構築の段階で具体的にお互いの共通IDという部分は設定できるような形を考えていくということで検討を考えております。

それから、診療材料の共同購入の件です。

これにつきましては、令和2年度から診療材料、それから検査試薬、そういったものに関して、既に具体的に取組を開始しました。業者に委託の上、当院と名寄の購買データ、これを分析して新たに納入業者との交渉に役立てていまして、効果としては、これから出るんですけども、年間ベースで約1,000万円を見込んでいます。

それから、最後に、医師とスタッフの確保活動についてですけども、名寄との連携については、現在週3回の小児科の外来の医師派遣、それから内科における循環器と、心臓血管領域への医師派遣、それから月2回、救急外来当直業務を担っていただいております。今現在、具体化しているものというのはないんですけども、将来的には、医師だけでなく看護師や医療スタッフ、事務まで含めて、全て弾力的な人事交流ができればということで計画に載っております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） 一つお聞きします。

今、先ほども患者の情報を共有して電子カルテ導入を進めている。今後の課題ですけども、その中で今コロナ禍の中で、特にオンライン会議とかオンライン診療、今後そういった形は、余計に進むと思うんですけども、やはりこういった医師がなかなか確保できない体制も含めて、今後そういう需要は、今後とも進むのか、またそういう考えも頭の中にあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 加藤事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君） 医師不足の中でのオンラインとかそういったICTを活用した診療という部分でいきますと、全国的にもオンライン診療というのが、最近増えてきている状況にあります。ただ、使い勝手としては、やはり患者さん側にもどうしてもそれなりの状況というのが必要という部分もありますので、なかなか一足飛びで、環境が整備できるという状

況ではないかと思っておりますが、実際には、現状うちの病院でもオンラインではありませんけれども、電話による診療というのも一部提供しております。これは、コロナの状況が流行し出した後、国からもそういった診療方法があるという形で、電話で受け付けて薬の処方をする。これは、あくまで慢性的な病気で定期的に通われている患者さんのみという限定付きなんですけれども、そういった取組も一部させていただいております。

そういった意味では、環境整備という部分でいきますと、対面でやはり診察というのはするというのがドクター側からも一番重要なことかと思っております。当然、オンライン診療、初診で見るとというのはなかなか難しい面もあるということは聞いております。ただ、これも、そういったインターネットを含めた環境が整わないとなかなか難しいかなと思っております。今後に向けては、そういったものも十分医療の中に入ってくるものだと考えておりますけれども、現状においては、すぐ対応できるという状況にないということだけお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） 次は、公共施設の運営変更について伺います。

今回の財生健全化実行計画の下、公共施設の運営変更により閉館時間の変更や時間の短縮が図られ、あけぼの子どもセンターや総合体育館をはじめとする16施設が対象となっております。廃止では、農畜産物加工体験交流工房の～む、スポーツ研修所、朝日武道館、下半期からの休止はサイクリングターミナルとなっており、4施設の廃止、休止が行われようとしています。今までにない公共施設の運営変更であり、このことを進める中で市民の理解が欠かせないと思っております。利用者、各種団体、指定管理者との協議に十分な時間をかけ納得していただいた中、進めてきたのでしょうか。

また、財政健全化断行の下、廃止、休止ありきで進めてきたのではないのでしょうか。これについての答弁を求めます。

次に、財政健全化実行計画の目標では、公共施設最適化管理運営事業費の目標数値、10%削減を掲げる中、対前年度比4.9%となっており、調整後10.3%まで削減されていますが、調整での義務的経費や単年度臨時的な経費を除外の中での対前年度比10.3%の数値の求め方は、適切なのでしょうか。これについて答弁を求めます。

最後に、農畜産物加工体験交流工房の～むの廃止についてです。

この～むは、農畜産物加工体験を通じ、地場農畜産物を活用した豊かな食生活の実現、食を通じて人と人との交流など、食文化の継承を目的に建てられました。当時は、JA婦人部の方々が士別市に農畜産物の加工施設が必要だとの考えの中、各市町村の加工施設を視察した経過を経て、自治宝くじ助成金を利用し建てられました。士別市とJA婦人部が主体となり、市民の皆さんが利用しやすい加工施設として運営されてきました。1月21日に、議会での説明では、高齢化などにより運営協議会が受託を辞退、指定管理の再指定を行わず、施設の在り方について、早急に検討を進めるとありました。2月17日には、の～むの廃止案の提示がありまし

た。約1か月もたたない中、指定管理者との話し合いを持ち、皆さんが納得の中で廃止案に至ったのでしょうか。また、廃止の方向性でしかない説明で終わったのではないのでしょうか。

ここで、朝日農畜産加工施設への統合案ですので、次の表を皆さんには、タブレットに要旨等を提示しておりますので、それを見ていただきたいと思います。

の～むと朝日加工施設の比較です。

まずは、の～む建設事業費は7,500万円になっております。

次に、延べの利用者数は、平成22年度ではの～む715人、朝日は倍の約1,430人の利用がありました。それから令和元年までの利用ではの～むは600人から700人の利用で推移しております。朝日では1,400人から800人までと利用減少が伺えます。

次の加工品目は、両施設ともパンから真空パックまでの8品目で、の～むは、農畜産加工施設ですので、アイスクリームやチーズ加工品が入っております。

次に、使用開始年度は、の～むは平成21年度から令和2年度まで約10年経過、朝日は昭和62年から約34年経過になります。

次に、維持管理経費は報償費としての人件費、の～むは170万円ほど、朝日は390万円ほどになっております。経費合計ではの～むは390万円、朝日は760万円ほどになっております。このの～むと朝日の比較では、利用者数はの～むは600人から700人の利用が継続できており、近年の朝日の利用者数との差は減少傾向にあり、管理経費についてもの～むは人件費をはじめ、修繕費などの経費節減が伺えます。経費合計でも約半分に近い経費の運営ができ、管理運営団体の運営努力が分かります。このことから、総合的にはの～むの加工施設は少ない経費で運営でき、施設としてもまだまだ使える施設ではないのでしょうか。事業についても産業フェア、見直そう！食とまちのフォーラム、夏休みには子供加工教室、大人加工体験教室など地域に溶け込んだ幅広い事業を行っております。ここで、の～むの廃止に至った経過について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私から、施設運営の変更についてお答えいたします。

各施設の在り方につきましては、公共施設マネジメント計画等を踏まえまして、管理運営者と議論を検討してきたという経過がございます。

また、今般策定をいたしました財政健全化実行計画におきましても、公共施設の最適化の取組を掲げており、この中で今後の在り方について、抜本的見直しを図るとして取組を進めてまいりました。検討に当たりましてはサービス、これは運営の在り方ということになるかと思いますが、それと施設複合化、多機能化、統廃合を含めて検討を進めてきたところです。こういった様々な観点から検討をする上では、実態を踏まえる上でも利用者の皆様の声をお聞きすることが必要です。施設によりましては、不特定多数の利用実態があって、全ての利用者の方と協議ができていない状況ではありますけれども、運営主体、それから主な利用団体には理解を求めてきたところであります。今後もこうした取組をさらに進める中で計画の遂行に努めてま

います。

私からは、以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） 私のほうからは、財政健全化実行計画数値目標の公共施設最適化を掲げました目標数値であります管理運営事業費の調整後での数値というのは適切なことなのかという点について御説明させていただきたいと思います。

まずは、財政健全化実行計画の具体的な方策の一つであります、公共施設最適化、これの維持管理経費の抑制に向けた取組の目標数値といたしまして、管理運営事業費の10%削減を掲げたところでございます。当初予算の資料としてお示しいたしました財政健全化実行計画と令和3年度当初予算との比較の資料におきましては、小事業ベースの対前年度比4.9%の減という数値と、あと各施設の単年度臨時的な経費を調整した調整後の10.3%の減という2つの数字をお示したところでございます。これは削減が実際不可能な人件費ですとか、そういった義務的な経費、また設備の更新ですとか、そういった単年度臨時的に実施しなければならないものについては除いたものという部分で、調整後の数値という形でくくったところでございます。

こういった経費までを実際削減対象とした場合、本来必要とされる経費まで削減されなければ目標は達成されないということになります。結果的に必要なサービスの執行に影響が出る可能性もあるということから除外した上で比較することが適正だと判断し、数値をお示している次第でございます。

財政健全化実行計画で、経費の削減を実施する上で念頭に置いていますのは、必要とされる市民サービスの質の確保、それと体質の改善でございます。実態に即した改善と、あと創意工夫によって、将来にわたって持続可能なサービスを確保、提供していくこともあると考えておりまして、施設の管理の部分では、こういった調整も必要なものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 藤田農業振興課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） の～むの廃止案に至った経過についてお答えいたします。

昨年4月20日に開催されました士別市農畜産加工体験交流工房運営協議会定期総会時に、次年度以降の指定管理の継続が難しいと申し受けましたが、協議会員の中には指定管理の継続を望む方もいたため、この話は持ち越しとなったところです。8月20日に協議会役員に持ち越しとなっている指定管理の継続について、確認を行ったところ、まだ話合いができていないことから9月末に意見をまとめていただくこととしたところです。

9月7日に協議会役員より、協議会会員との話合いの結果、管理人が3月をもってやめる意向があり、新たな管理人を見つけることができないことや会の高齢化から、総会時に指定管理の継続を望んでいた方の理解も得られた上で、正式に次年度以降の指定管理は受けられないとの申出があったところです。市としては、施設の在り方を検討し、廃止や休止の可能性も考え

られるとのことを説明してきたところです。

の～むにつきましては、施設設置から10年以上経過しており、設備や加工機器は耐用年数が過ぎているため、今後、設備等の更新の必要となることから公共施設マネジメント基本計画の基本方針であります、最適化の視点等から士別市財政健全化実行計画を踏まえ検討した結果、廃止と判断し協議会員の御理解をいただくことといたしました。

2月3日に、協議会員14人に施設の利用実績、維持管理経費、施設の在り方について、市の説明をしたところです。

まず、令和元年度の利用実績につきましては、開館日数は290日、利用日数は178日、利用率は61.4%、延べ利用人数は623人ですが、実人数は148人、そのうち協議会員は14人、市内在住者は91人、市外在住者は43人の状況であります。利用者の平均回数は、全体で3.1回、内訳で言いますと、協議会員は12.8回、市内在住者は2.5回、市外在住者は1.4回の状況であることを説明してまいりました。

朝日にある農産加工実習施設は、利用日数は年間約230日、利用率は80%を超え、令和元年度の延べ利用人数は879人、実人数は228人の状況であり、朝日の施設のほうが利用実績が多いことを説明してきたところです。

次に、維持管理経費につきましては、令和2年度ベースで424万円、内訳といたしまして、指定管理料354万円、利用料収入70万円、設備加工機器の当時の取得金額は、ボイラー設備は469万8,750円、加工機器は建設以降の取得機器を含め1,970万4,500円で建物などを合わせると7,000万円を超える費用がかかっており、今後ボイラー設備や加工機器の更新が考えられることを説明し、朝日の施設では、これまでに設備や加工機器の更新を行ってきているほか、平成29年度には、床、壁、天井の大規模な改修工事を行ってきたことを説明してまいりました。

施設の在り方につきましては、利用実績、維持管理経費、今後の機器の更新費用などを踏まえた結果、同様の目的を有する農産加工実習施設への統廃合を図ることで、農畜産物加工体験の継続が確保され、食育及び地産地消の推進、食文化の継承などが継続されると判断し、施設廃止について説明し、朝日の施設においても同じように加工を行うことができると申し伝え、協議会会員の御理解をいただいていたところです。

市は、指定管理の受託を行えないとの申出を受けて以降、直営による施設の管理運営についても模索をしてまいりましたが、ボイラー配管等の老朽化や耐用年数を超えた加工機器の更新、市内の同様の施設があることなど、公共施設マネジメント基本計画の基本方針である最適化の視点から士別市財政健全化実行計画を踏まえ、農産加工実習施設へ機能統合しても、引き続き農畜産物の加工体験を行うことが可能であると判断し、農畜産物加工体験交流工房の廃止を提案したところです。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） 今、今までの廃止に至った経過をお聞きしました。その中で、やはり私た

ち議員も全員協議会を含めて、今までのことを議論してきた経過にあります。その中でも、やはり、朝日の加工施設もいろいろ設備投資して、やはり少しずつ直してきた中で、今の朝日の加工施設があるということは理解します。ですが、やはり、朝日までに皆さんが、今まで土別のの～むを利用した人が、朝日まで行くまでのやはり過程も含めて、あの加工施設を利用するのが本当に得策なのか。また、こういった冬が特に利用が多い中で、本当に皆さんが今後利用できるのか、そういったことをやはり十分考えていただいた中で、やはり議論がもう少し足りないかなと思いますけれども、そういった面ちょっと考えだけでもお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えさせていただきます。

今、村上議員のほうからおっしゃられたとおり、我々も協議会のほうと協議をさせていただきまして、市の考え方をお伝えをしながら、協議会の皆さんの御意見も伺いながらということで、2月3日にお話をさせていただいたと認識をしております。その中では、やはり残してくださいという意見もあったのは事実でございます。ただ、先ほど、課長のほうからも答弁させていただきましたけれども、やはり、この今の公共施設のマネジメント計画、それから、今の財政健全化、この中で、それでは、このままで果たしていいものだろうかという我々の考え方の中で整理をさせていただいた経緯もございます。そんな中で、一番いい方法はどこなんだということがありまして、最終的に朝日という結論を出しましたけれども、ただ、議員の中で全員協議会の中でも御議論があったという話も聞いておりますので、この部分については重く受け止めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） 議会か全員協議会か、含めて全議員が聞いた中での経過なんですけれども、今日も傍聴に来られている方もいます。こういったの～むの継続に向けた思いの中、そういった中のの～む廃止案には、多くの方々から運営継続に向けた意見を全議員がいただいております。その中の意見として、今まで継続に向けた話合いを行ってきたのに、急に廃止しかない話になりました。また、継続に向け加工指導者がいなくてもできる加工工程マニュアルづくりを行っている中での廃止案、1回の廃止の説明で終わり、その後の話合いもなく、勝手にの～むの前の施設に廃止予定のポスターが貼られた。など多くの意見がありました。あまりにも現在の運営者との話合いが不足していると十分思います。もう少し細かな対応と心遣いが必要ではないかと思います。

また、皆さんの思いは、私たちは市内の加工施設は必要です。私たちの楽しみを奪わないでください。私たちの生きがいを奪わないでください。このように、気持ちを込めた皆さんの思いが伝わってきました。今、運営団体の方々、利用者の皆さんから、運営継続に向けた声が上がっているんです。このような状況でありますので、令和3年度市政執行方針の中にもありま

すように、積極的に市民の声に耳を傾け、この地の一人の声こそ原点の理念に立ち返り、再度、施設の在り方について再考することをお願いして、この質問を終わります。

(「最後に一言言ってもらって、終わったほうがいい」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 牧野市長。

○市長(牧野勇司君) 村上議員から、御質問、御提言いただきました。まずは、この十数年間、田中会長をはじめの～むの運営管理、全面的に頑張っていた。感謝申し上げる次第です。

先ほどから申し上げておおり、士別市の人口が平成17年に士別と朝日が合併いたしました約5,000人減りました。この状態で、行政運営をしていくことが極めて厳しいということから、先ほど副市長が申し上げたとおり体質の改善を図らなければならない。経常収支比率が99.5%になっている。ここは思い切って5年間で職員30人減員をしながら頑張っていこうという、そういったことも行う予定であります。

あわせて、平成19年から4年間、前市長のときから、職員の人件費の削減も行っていました。今回も3年間ありますが、職員にも本当に申し訳ないけれども、生活給を一部返上いただいて、そして何としても持続可能な財政基盤をつくる。そういったようなことで計画を立てて行っています。

今回の全ての公共施設の統廃合を含めて、全て点検をなさいと指示をしているのは、私でございます。もちろん、経済部については、運営協議会の皆さん方とも協議をできてございます。私も副市長もその内容については、熟知をしているつもりであります。極めて残念なのは指定管理がどうしても行えなくなったという、これがまず一点。それからもう一点は、ボイラー技師もどうしてももう退職をする。このボイラーは、簡単に誰彼使えるようなボイラーでは実はないんだと。ボイラーの更新、配管の更新、各施設設備の更新を入れますと、もうざっと2,500万円から3,000万円近くになるのがもう目に見えている。そういったことも含めて、2つある施設を1つにできないんだらうかという利用者の理解を求めなさいと私は申しあげました。

朝日のことが言われますけれども、朝日まで士別軌道のバスが走っているんです。一定の年齢になれば、ワンコインで朝日まで行けるんです。みんなのいろんなことをやはりこれからも考えるべきだということも含めて、そういったことも含めて2つある施設を一つにしてはどうかというお話もいたしました。

ただ、議会のこの会場でお話をしたとき、今、村上議員からも御提言いただきましたが、大西陽議員から厳しく御指摘をいただきました。拙速過ぎるのではないかと、そういうお話もいただきました。しかしながら、先ほど担当申し上げたとおり、一定の理解を得られたという判断の下で、今回、廃止の条例を出させていただいたところです。

しかしながら、先般議長、副議長、それから丹委員長、遠山副委員長、4名で私もお会いをさせていただきまして、議長からも厳しく御指摘もいただいたところであります。ただ、利用者の皆さんには、担当を含めて丁寧な説明が欠けていたことについては、市長として反省申し

上げます。

この後は、先般、議長からも厳しい御指摘をいただきましたし、今、村上議員からも御質問ありましたけれども、利用者の皆さん方の御理解をどう得ていくのかと、ここが一番の焦点になりますので、そういう形に少し力を込めて行っていきたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） 次は、教育行政執行方針について伺います。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、教育の現場に大きな影響が出ました。学校の臨時休校や分散登校をはじめ、学校行事の変更や規模の縮小で行われた卒業式、入学式、運動会、学芸会など、いつもとは違う学校行事が行われました。まだ、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中にあります。そこで、衛生管理マニュアルに基づく感染防止対策の下で、学校における新しい生活様式の出組がどのように行われているのか伺います。

感染症の心配がなければ、子供たちは大きな声で挨拶や会話、友達や先生とのびのびとコミュニケーションが取れますが、それができないことは特に大きなストレスとなっております。そこで、子供たちの心のケアが必要と思いますが、コロナ禍の中、どのような対応・対策を考えているのか伺います。

次に、最新技術活用の教育についてです。

現在、児童・生徒1人1台端末を整備したGIGAスクール構想の下、全教員を対象としたリーダー養成まで研修を進めていますが、先進的な活用を全市的に展開する目標の時期の考え、また、デジタル教科書実証事業に参加の考えがありますが、現在文科省が全国的に実証事業でデジタル教科書の無償化の可否や新たな教科書検定を検討する案を策定し、3月中に公表し意見公募を行うとなっております。GIGAスクール構想のICT活用とデジタル教科書導入の意義についての考えを伺います。

次に、教育行政所管施設の時間の変更と廃止についてです。

今回、財政健全化実行計画の下、教育所管施設の時間変更や時間短縮では、総合体育館をはじめ朝日プールまでの11施設が対象となり、廃止施設ではスポーツ研修所、朝日武道館の2施設が挙げられ、教育所管では13施設が対象となっており、これまでにない教育施設の削減であります。改めて、教育所管の時間の変更と廃止に至った経過について伺い、変更と廃止について、利用者団体との話し合いの上、理解が得られたのか、また、教育施設の利用については、子供たちをはじめ、市民の利用が今より制限され、利用しづらく、利用者が減少するのではないのか懸念するところです。教育行政執行方針の理念では、人づくりこそがまちづくりの根幹であるとあります。今回の削減により教育、学習、スポーツ、社会教育などの活動を萎縮させない教育行政の手腕が問われます。これについての考えを伺います。

次に、学校教育と社会教育についてです。

学校、家庭、地域、行政が一体となって子供たちに成長を共に支える考えの中、地域と学校と連携でコミュニティ・スクール、地域学校協働活動、土曜子ども文化村、学校支援サポーター

一の取組が評価され、文部科学大臣表彰を受けたことは、人づくり、地域づくりを進めた教育の成果であります。今後も地域と学校のコミュニティー活動を進めるためには、地域皆さんの協力が不可欠であります。今は多くの企業や事業所、社会教育団体の協力が得られていますが、学校支援サポーターの高齢化による支援の減少が心配されます。また、学校における働き方改革もあり、課題は山積みだと思います。今後の人づくり、地域づくりの進め方の考えを伺い、この質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 須藤学校教育課長。

○学校教育課長（須藤友章君） 私から、学校における新しい生活様式について、また、最新技術活用の教育についてお答えいたします。

文部科学省が作成しました、学校における衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式には、感染症対策の具体的な取組が示されております。各家庭では毎日の検温など、児童・生徒の健康観察を行ってございまして、各学校においては手洗いの励行、咳エチケット、清掃、消毒、換気の徹底、身体的距離の確保、マスクの着用などに取り組んでおります。

換気につきましては、可能な限り常時行うこととされておりますので、換気扇など設置されている場合については稼働させております。学校によって、常時換気が難しい場合には、休み時間ごとに数分間程度窓を開けるなどして換気に努めております。また、寒冷地に適しており、室温が下がりにくい2段階換気を行っている学校もございます。

また、身体的距離の確保についてですが、こちらは学校規模により難しい場合もありますが、可能な限り距離を確保しているところです。また、給食の際は向かい合わないよう同じ方向を向いて食事をしているところです。

また、学校再開に伴います感染症対策、学習保障などによる補助金を活用しまして、各学校では、消毒液ですとか扇風機、加湿器など必要なものを購入いたしまして、衛生管理、環境整備に努めているところです。また、学校の部分、換気対策として、網戸の設置、衛生環境改善対策としまして、トイレの洋式化工事なども行っているところです。

次に、子供たちの心のケアについてです。

学校全体で、児童・生徒一人一人の様子をきめ細かく把握し、特に不安が大きい子供につきましましては、市街地4校に配置してあります心の教室相談員、また、道の派遣によりますスクールカウンセラー、これらと連携しまして、チーム学校として対応しています。また、市が雇用しております、特別支援教育支援員などのほか、道教委の制度を活用しまして、地域の方などに学習指導員やスクールサポートスタッフとして協力をいただき、多忙な教員の業務を少しでも軽減し、子供と向き合う時間、こちらを確保しているところです。

次に、最新技術活用の教育についてです。

GIGAスクール構想によります1人1台端末につきましましては、2023年度までに段階的に整備する予定でありましたが、前倒しされ本年度1年で整備を終えたところです。既に、各校には納品をされてございまして、一部活用している学校もございます。この1人1台の端末につい

てですが、これは整備をして終わりということではなく、この後どう活用していくか、ここが重要になってくるかと思えます。

先ほど、議員からもお話ありました、教員を対象とした研修会、こちらを実施しているところですが、教員によっては機器の操作ですとか、機能の理解度にも大きな差がございました。私どもが実施しています研修会のほかに、学校独自で教員同士による校内の研修ですとか、GIGAスクール構想、ICT活用に関する教職員の理解を深めている学校もございます。

まず、教える立場の教員が機器に慣れること、これがまず必要であり、その上で子供たちへの指導を行うということが必要かと思えます。

また、先進的な活用を全市的に展開するため、教育委員会と教職員によりますプロジェクトチーム、こちらを創設し、調査・研究を進めているところです。将来的には、授業での様々なICTの活用、効果的な使い方、これらを各校に還元していきたいというところでございます。お話のありました、デジタル教科書についてです。

こちらの実証事業につきましては、一部の教科について、デジタル教科書を使用するというものでございます。本市からも数校が本事業に申し込んでいるところですが、実施校や実施の教科につきましては、文部科学省が決定するため、現時点で実施校の詳細等は決定しておりません。

文部科学省が2月22日に開催しましたデジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議、こちらのほうで今後の方針ということがございますが、今後、デジタル教科書の普及については、給与制度でありますとか、全国的な実証実験の結果を踏まえて継続をする。また、インターネットに接続しない状況での使用であったり、障害の有無にかかわらず使用できるユニバーサルデザインの仕様、また、外国人児童・生徒への配慮など、様々な課題があるということが示されています。今後の予定としましては、2024年度に、小学校の教科書が改訂をされますので、これに合わせて、本格導入される見通しであります。デジタル教科書についても、今後さらに普及すると思われませんが、先ほど申し上げた課題もございます。完全なデジタル化というところには、様々な制度改正が必要と考えております。

コロナの影響で休校になった際には、オンライン学習にも注目が集まりました。文部科学省では、オンライン学習システム、これについても開発をしております、将来的には、全国展開をしていくという考えのようです。

新学習指導要領の中では、プログラミング的思考を育むことが取り入れられています。これは、望んだ結果を得るためにはどうすればよいかを考え、実際に機械にプログラムを実行させて検証するという学習です。これからは整備した端末を使用し、さらに手軽に授業を行うことができます。全国的なICT整備の遅れが判明した中、将来的にコロナが収束しても、ICTを活用していく流れというのは変わらないと考えております。子供たちがICTを活用すること自体が目的ではなく、活用によって、新学習指導要領にあります共同的な学びや主体的、対話的で深い学び、これらを発展、実現していくため、引き続き本市でもICTの活用を推進し

てまいります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 三上合宿の里統括監。

○合宿の里統括監（三上正洋君） 私からは、教育行政所管施設の時間の変更と廃止について御説明させていただきます。

初めに、社会教育及び社会体育の13施設の開館時間の変更と廃止に当たりましては、平成29年に作成しました士別市公共施設マネジメント基本計画の方針において、施設の最適化や効率化の取組を進ることとしており、この間も文化センターにおいても市民の利用機会やサービスの大きな低下につながらない範囲で管理コストの低減に努めるとともに、開館時間の見直しや稼働率の平準化、施設の在り方を継続して検討し、これまでも施設の開館時間を変更してきたところです。

このたび、財政健全化実行計画に当たり、各施設の利用状況や利用実態を改めて見直した結果、平日の夜間や休日の日中に利用が集中している。曜日や時間帯によって利用者が少ない。施設の稼働率が低いなどのことから、11施設の開館時間の変更と2施設の廃止を実施することといたしました。

次に、利用者等の理解についてです。

今回の見直しを進めるに当たりましては、附属機関の会議や定期利用団体、各種協会及び連盟の関係団体、施設の管理者に利用実態と財政状況を説明し意見を伺ったところ、おおむね理解が得られたところであります。見直し後においても、学校授業などでは、博物館の出前授業の実施をするなど、また、プールやスキー場を利用する際の学校授業に合わせた利用開始時間の配慮、文化センターや体育館などにおける土・日・祝日に開催される各種公演や大会、イベントなどにおいても利用時間を延長するなど、管理運営に支障のない範囲において状況に応じ対応していきます。

次に、利用者減少の懸念についてです。

変更や廃止をする各施設には、これまで利用していた方々に、一定程度の影響を想定しています。開館時間等の変更は、極力影響の少ない利用が少ない曜日や時間帯にすることとし、定期利用団体には、話し合いの中で従前と同様に利用できる時間帯への移行を進めてきたところです。

一方、博物館は、新たに祝日を開館することで利用機会の拡大を図るとともに、農業者トレーニングセンターとスポーツ交流館については、休館日をなくすことで、定期利用団体の利用機会拡大を図っております。

また、廃止する武道館は、農業者トレーニングセンターに活動拠点を移すことで、練習環境を確保することとし、老朽化により廃止するスポーツ研修所は、朝日山村研修施設での受入れが可能であることから、廃止後の受皿として利用者に案内していきたいと考えております。

社会教育及び社会体育施設は、乳幼児期から高齢期にわたる全ての市民の主体的な学習や体

験、スポーツ、趣味を楽しむ場として多くの方々に利用され、市民活動を支援する大きな役割を持っています。今回の開館時間等の変更や廃止に伴い、利用者には、このことによって、市民活動、市民の学習活動が停滞することがないように施設相互の連携を深めながら持続的な学習環境の提供に努め、各施策を通じ土別市人づくり・まちづくり推進計画に基づく生涯学習活動の取組を進めていきます。

私からは、以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 武山社会教育課長。

○社会教育課長（武山鉄也君） 私からは、学校教育と社会教育について、その中の学校支援サポーターについて御答弁をさせていただきます。

学校の水泳、スキー授業を支援する学校支援サポーターは、平成22年度から開始し、令和2年度で11年目の支援を行っております。各学校からは児童・生徒の技術指導に加え、安全への配慮など、サポーターの活動に評価をいただいているところです。

また、サポーターに対して実施している次年度に生かすためではありますが、アンケートございますけれども、その中でサポーターの方々からは、その支援活動がとても楽しい、または楽しいという回答をいただいている方、全員からそのような評価をいただいているところです。このサポーターの派遣が学校の支援だけではなく、市民のスキルを生かした生涯学習活動の生きがいややりがいにつながっているということでございます。この活動は、学校教育と社会教育双方が有益な活動という認識でございます。

続きまして、サポーターの年齢の部分が質問でありましたので、その現状についてお話をさせていただきます。

令和2年度、水泳、スキーのサポーターでお手伝いいただいた方は、22人でございます。そのうち、年代的には60歳以上が15人となっております。この要因としましては、学校授業が平日の日中であることから、会社勤めの方は、なかなか積極的に関わるのは難しいという要因があることもあり、年齢的には60歳以上の方が多くなる現状がございます。

一方では、60歳を超えても、水泳やスキーなどの激しい運動に加え、それに伴う指導もできるような健康的に活動できる市民も増えていることも要因としてあると想定しているところです。現状の中では、その人手不足によって支援、またはその授業が行えないなどの要因というものは想定しているところではございませんが、持続的に市民が教育活動に関わってもらえるよう学校運営協議会と連携し、コーディネータを中心とした人材の発掘は引き続き行っていく考えです。

私からは、以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） 私からは、学校教育と社会教育についてのうち、学校、家庭、地域、行政が一体となって子供たちの成長に取り組んだ成果について申し上げたいと思います。

最初に、地域学校協働活動の文部科学大臣表彰についてです。

本年2月25日に地域学校協働活動推進に係る文部科学大臣表彰がありまして、これは、オンラインでやったわけではありますが、これに関しては、中峰教育長がその表彰を受けたところがあります。これは市民、団体、企業などが学校や社会教育事業など様々な場面で子供たちの学習活動を支えていることが評価されたものであります。これまで、御支援をいただいた皆様に感謝を申し上げますとともに、未来を担う子供たちが元気に学び続けられるために今後とも多くの市民の方々の積極的な協力をいただきながら、学校、家庭、地域との連携を深めていく考えであります。

今後の人づくり、地域づくりの進め方についてであります。まずは、積極的な地域との連携を推進するための今後を見据えた教育委員会の体制強化についてであります。

最初に、専門職員の要請についてです。

社会教育に関し、専門的知識を有する職員を養成するため、本年1月に教育委員会職員を社会教育主事講習に派遣をし、必要な科目を履修したことで社会教育主事の資格を取得したところがあります。また、あわせて、教育分野を中心に福祉や防災、観光など地域住民との幅広いつながりづくりを期待される社会教育士、これは、本年度から新たに設けられたものであります。この社会教育士の称号についても、今回あわせて取得したところでございます。

次に、教育委員会職員を対象とした自主的な職員研修の実施についてであります。

今般、このコロナ禍であったために、パソコンを利用した庁内の情報共有メニューを活用した研修の仕方を進めましたが、内容に関しては、人づくりやまちづくりに関わるテーマでの意見交流をはじめ、教育の専門職員や社会教育施設の役割について、それぞれ職員が理解を深めることで、資質の向上に努めてまいりました。

次に、本市の活動事例の発信、共有についてであります。

本年度から、教育委員会事務局に配置をいたしました社会教育アドバイザーについては、社会教育に精通しているということで、北海道やほかの市町村が実施する研修の講師として、地域学校協働活動やコミュニティ・スクールをテーマに派遣することが多くなりました。本市の取組を積極的に発信するとともに、他自治体との情報交流にも努めているところであります。

これらの取組については、社会教育の大きな役割となる学校と地域をつなぐ、または市民と市民をつなぐなど、人づくりと地域づくりに必要なつながりづくりに生かされていくと考えているところでございます。

次に、今後の人づくり、地域づくりの推進についての考え方であります。

本市は、まちづくり総合計画の基本理念、地域力を高め、地域力で進めるまちづくりに向け地域力の構成要素とする市民、連携、地域資源、コミュニティー、交流を高めることを目標としております。

また、人づくりにつきましては、生涯学習の個別計画である第2期士別市人づくり・まちづくり推進計画に基づき、市民の学習機会や環境づくりを進めています。生涯学習の中心となる社会教育の推進については、教育長が教育行政執行方針で申し上げたように、人づくり、つな

がりづくり、地域づくりを目指した推進を行っていく考えであり、今後も地域学校協働活動や市民の公共的な活動の支援などを通じて、市民が主体的に活動できる環境づくりの構築に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） 一つ質疑させていただきます。

先ほど来、今までの財政健全化、またマネジメント計画のそういった中で、この時間の変更、または廃止ということで行ってきた中で、今説明ありましたけれども、やはり、今まで利用者が、例えば体育館を利用しようと思ったら、その中で廃止になったところは、やはり他の体育館を利用する形になったり、やはり時間短縮によって多くの皆さんがその時間に集中したり、今、調整の中で行って、団体と協議した中で行っていると思うんですけども、やはり、これには、先ほどもいろいろ話ありましたけれども、やはり団体、市民とのいろいろな話合いの中を細かくした中で、今後とも利用に向けて、皆さんが利用しやすい環境をつくるというのは、やはり必要だと思うんですけども、今後の施設の維持管理等、そういった団体の話合いをもっと細かくした中で進めていっていただきたいと思っておりますけれども、これについてお願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） お答えいたします。

先ほど、統括監のほうから申し上げたとおり、実態はそのとおりでございます。今般、このこういった作業を進めるに当たりまして、我々も実は、正直気がついたこともございます。といたしますのも、これ例えとしてであります。本市の社会教育施設で御承知の文化センター、それから生涯学習情報センターいぶき、この2つについては、実は、ある意味での貸館の部分については機能が重複しているということがございます。

しかし、その利用実態等、もちろん利用者、その利用される方の構成、状況と言いますか、その辺を見てきましたときに、やはり違いが少し見えてまいりました。というのも、これも、例えでありますけれども、いぶきを御利用される、特に夜間利用される方は、やはり昼間勤めている方が多い実態でありますとか、場合によっては、文化センターの御利用いただいている方につきましては、別にその曜日でなくてもいいということが分かってきたりだとか、今回、そういったことの調査の中から、できるだけ市民の皆さんの利用に負担、妨げにならないようにということで進めてまいったということでございます。もちろん、今後についても、そういったことで常時見直し、あるいは声を聴きながらということは進めてまいりたいと思っておりますので、どうか御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） 最後に、やはりこういった何事の議会、市政の改革には、やはり市民の痛

みが伴う。そういった中で、やはり親身になった対応を含めて今後ともよろしくお願ひしまして、私の質疑を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、村上議員の質疑を終了いたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は本日に引き続き午前10時から会議を開きますので、御参集願ひます。

明日の議事日程は、本日の続行であります。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時15分散会）